

# 瀬戸市公共施設等総合管理計画 (改訂版) (案)

平成29年3月  
(令和5年3月改訂)

瀬戸市



# 目次

第1章 計画の概要	1
1-1 背景と目的	1
(1) 社会情勢	1
(2) 国の取組と本市への要請	1
(3) 本計画の目的	1
1-2 これまでの取組	2
1-3 計画の位置付け	3
1-4 対象とする施設	4
1-5 計画期間	5
第2章 公共施設等の現状及び将来の見通し	6
2-1 公共建築物の保有状況	6
2-2 公共建築物の整備状況	11
(1) 公共建築物整備量の推移	11
(2) 有形固定資産減価償却率の推移	12
2-3 インフラ資産の保有状況	13
(1) インフラ資産全体の保有状況	13
(2) 道路施設の保有状況	14
(3) 橋りょう施設の保有状況	15
(4) 公園施設の保有状況	16
2-4 プラント系施設（管路・管きょ）の保有状況	18
(1) 上水道施設（上水道管路）の保有状況	18
(2) 下水道施設（下水道管きょ）の保有状況	19
2-5 人口等の今後の予測	20
2-6 公共施設等の更新等に係る経費	21
(1) 歳入の推移・内訳	21
(2) 歳出の推移・内訳	22
(3) 投資的経費の推移	23
(4) 市債残高の推移	24
2-7 公共施設等の改修・更新等に係る経費の見込みと課題	25
(1) 公共建築物の改修・更新に係る経費の見込み	26
(2) 道路施設の更新に係る経費の見込み	27
(3) 橋りょう施設の更新に係る経費の見込み	28
(4) 上水道施設の更新に係る経費の見込み	29

(5) 下水道施設の更新に係る経費の見込み	30
(6) 公共施設等の改修・更新等に係る経費の見込み	31
2-8 公共建築物に長寿命化対策を反映した場合の効果	32
2-9 過去に行った主な取組の実績	33
2-10 財政的視点の取組について	34
(1) 財政規律ガイドライン	34
(2) 財政調整基金	35
(3) 公共施設等整備基金	36
(4) 実質公債費比率	37
(5) 財政規律ガイドラインの運用ルール（査定基準）	37
2-11 現状と課題に対する認識	38
課題1 公共施設等の老朽化	38
課題2 人口構造及び公共施設等のあり方の変化	38
課題3 厳しい財政状況	38
第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する方針	39
3-1 公共施設等の管理に関する目標及び基本方針	39
3-2 公共建築物の更新可能な保有量について	42
3-3 公共建築物に対する重点的な取組	43
(1) 機能集約・廃止等に関する取組	43
(2) 遊休資産の活用を検討	43
(3) 菱野団地における公立学校の適正規模・適正配置と学校跡地利活用の推進	43
3-4 全庁的な取組体制の構築やPDCAサイクルの推進に係る方針	44
(1) 全庁的な取組体制の構築	44
(2) PDCAサイクルの推進に係る方針	44
第4章 施設分類ごとの基本方針	45
4-1 学校施設の基本方針	45
4-2 保育施設の基本方針	47
4-3 生涯学習施設の基本方針	48
4-4 文化施設の基本方針	51
4-5 福祉施設の基本方針	54
4-6 公営住宅施設の基本方針	56
4-7 行政施設の基本方針	57
4-8 プラント系施設の基本方針	59
4-9 インフラ資産の基本方針と対策の優先順位	62

第5章 参考資料編.....	66
5-1 用語解説.....	66
5-2 公共建築物の適正規模・適正配置の手段.....	69



## 第1章 計画の概要

### 1-1 背景と目的

#### (1) 社会情勢

全国的な課題である人口減少・少子高齢化による生産年齢人口の減少は、本市でも進行しており、税収の減少と扶助費の増加をはじめとした社会保障費の増大が予測されています。

一方で、高度経済成長期以降、人口の増加とともに整備が進められてきた公共建築物や、道路・ライフライン等のインフラ資産の老朽化対策が社会課題となっています。

こうした中、将来的な税収減への懸念と、市民生活を支える社会保障や公共施設等の老朽化対策・維持管理に必要な経費の確保という課題を解決しなければなりません。

#### (2) 国の取組と本市への要請

国では、インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議を開催し、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を示した「インフラ長寿命化基本計画」を平成25年11月に決めました。

地方自治体に対しても、平成26年4月に、管理・所有するインフラについて適切に管理するための行動計画及び個別施設計画の策定が求められ、平成28年度までに「公共施設等総合管理計画」を策定するよう要請がありました。

そこで、本市では、平成29年3月に「瀬戸市公共施設等総合管理計画」（以下、「本計画」という。）を策定し、公共施設等のあり方に関する基本的な方針を示し、具体的な公共施設マネジメントを行ってきました。

#### (3) 本計画の目的

令和3年度、計画の策定から5年が経過したことに伴い、これまでの取組の成果を踏まえ、再度公共施設等の現状を把握し、今後の公共施設等の公共サービスを維持するための課題を「瀬戸市公共施設白書（令和4年3月）」としてまとめ、公表しました。

また、総務省より「公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針の改訂（平成30年2月27日・令和4年4月1日）」「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項（令和3年1月26日）」が示され、不断の見直しや計画の充実に求められています。

以上のことから、「瀬戸市公共施設白書（令和4年3月）」にまとめた課題に対応するとともに、国から示された指針等に基づき計画内容を充実させることを目的として計画を改訂することとしました。

## 1-2 これまでの取組

本市では、平成 26 年 3 月に「高齢化する社会資本の戦略的な維持管理と更新に関する基本方針」を策定し、本市が保有する公共施設等の管理・更新に関する新たな取組に向けた検討をスタートしました。

続いて、平成 26 年 7 月から 9 月には、本市が保有する公共施設等の状況を把握するための「施設現況調査」を実施し、保有施設全体の総量を把握するとともに、施設ごとの建築年数や利用状況等の基礎資料を作成し、この結果を基に、平成 27 年 7 月には、本市の保有する公共施設等の現況と課題を、市民の皆さんとの情報共有を目的とした「瀬戸市公共施設白書」を策定し公表しました。

更に、平成 27 年 10 月から 11 月には、「瀬戸市公共施設白書」の公表を踏まえ、今後の公共施設等のあるべき姿を反映することを目的に、2,000 人を対象にした市民意識調査を実施、平成 28 年 4 月から、「公共施設等総合管理計画推進本部会議」を設置し、「公共施設等総合管理計画」で示す方針等について検討を進めてきました。それらの検討結果を踏まえ、平成 29 年 3 月に「公共施設等総合管理計画」を策定しました。

本計画策定から 5 年が経過した令和 3 年度には、最新の固定資産台帳のデータ等を活用し、公共施設等の現状・課題を把握した「瀬戸市公共施設白書（令和 4 年 3 月）」を公表しました。その課題に対する具体的な方策や進め方について、令和 4 年度に検討を行い、「瀬戸市公共施設等総合管理計画（令和 5 年 3 月）」にまとめ、令和 5 年度から具体的な取組を行っていきます。

表 1-2-1 公共施設マネジメントに関する取組

時期	取組事項
平成 26 年 3 月	「高齢化する社会資本の戦略的な維持管理と更新に関する基本方針」の公表
平成 26 年 7～9 月	「施設現況調査」の実施
平成 27 年 3 月	「瀬戸市公共施設等整備基金」の設置
平成 27 年 7 月	「瀬戸市公共施設白書（平成 27 年 7 月）」の公表
平成 27 年 10～11 月	「公共施設マネジメントに関する市民意識調査」の実施
平成 28 年 4 月～	「瀬戸市公共施設等総合管理計画推進本部会議」を設置
平成 29 年 3 月	「瀬戸市公共施設等総合管理計画」を公表
令和 2 年 7 月	「瀬戸市 PPP/PFI 手法導入優先的検討規程」の制定
令和 4 年 3 月	「瀬戸市公共施設白書（令和 4 年 3 月）」の公表
令和 5 年 3 月	「瀬戸市公共施設等総合管理計画（令和 5 年 3 月）」を公表



### 1-3 計画の位置付け

本市が策定した「公共施設等総合管理計画」は、インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議において、平成 25 年 11 月に国（総務省）で決定された「インフラ長寿命化基本計画」で、地方自治体に対し策定を要請された「インフラ長寿命化計画（行動計画）」に該当する計画であり、平成 26 年 4 月に国（総務省）より示された「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について」に基づき、公共施設等のマネジメントに関する本市の基本的な方針を取りまとめた計画です。

なお、本計画は、本市のまちづくりの指針として平成 29 年度からスタートした「第 6 次総合計画」、及び「都市計画マスタープラン」とも密接に関係する計画であることから、本計画の具体的な取組については、「第 6 次総合計画」に基づくアクションプランとなる「中期事業計画」で明らかにしていきます。

#### 本市の公共施設等マネジメントの範囲

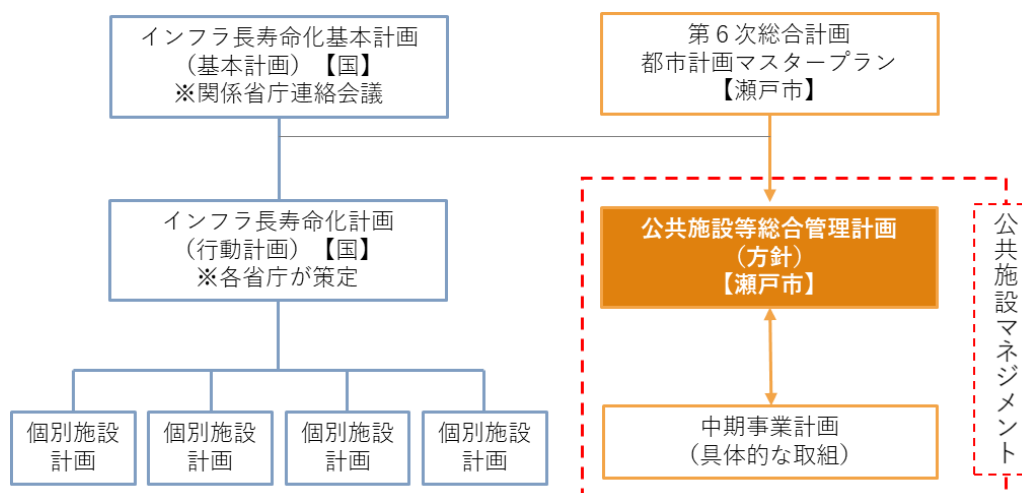
① 公共施設等総合管理計画

上位計画と整合を図り、公共施設マネジメントの方針を示した計画

② 中期事業計画

第 6 次総合計画のアクションプランとなる計画であり、その計画起案を 3 か年とし、毎年度内容の見直しを行う実施計画

図 1-3-1 計画の位置付け



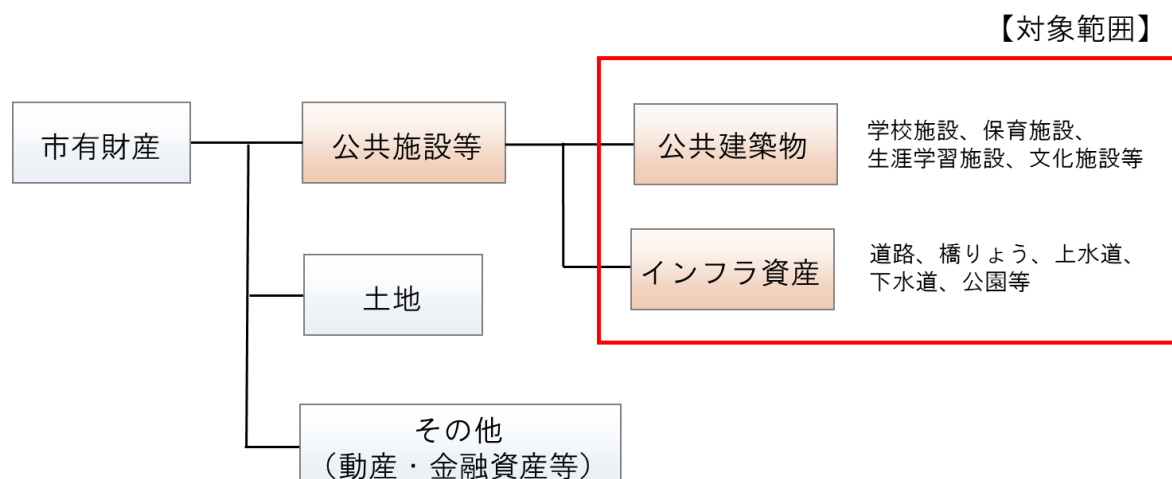
## 1-4 対象とする施設

本計画の対象とする施設は、市が保有する公共施設等のうち、公共建築物とインフラ資産とし、施設分類、施設数、延床面積等は以下の条件で整理します。

### 対象施設の条件

- ①施設分類：「瀬戸市公共施設白書（令和4年3月）」に基づき分類
- ②施設数及び延床面積：令和3年3月末時点の固定資産台帳で整理

図 1-4-1 対象範囲



=参考= 一部事務組合の取扱い

本計画では、一部事務組合\*<sup>1</sup>の保有施設（公立陶生病院・晴丘センター等・瀬戸旭看護専門学校）については、「その他施設」として対象施設の母数には含んでいません。

しかし、これらの施設の更新には莫大な費用が必要となるため、施設更新には本市からの負担金の支出等、財政面での影響を考慮しておく必要があります。

このため、本計画では、これらの施設の更新に係る情報を施設管理者（一部事務組合）と共有することとし、公共施設マネジメントの取組内容について、関係者との議論を深めていくこととします。

\*印がついているものは、第5章 参考資料編で用語を解説しています（以下、同じ）。

## 1-5 計画期間

---

本計画の対象となる公共建築物に着目すると、一般論では、その耐用年数は概ね 50 年と言われていますが、公共建築物の更新を具体化するまでには、新たな整備内容の検討や整備コストの確保、建設期間等の期間を考慮しておく必要があります。インフラ資産に属するプラント等も同様です。

本計画では、そうした具体化までの期間を 10 年、施設の更新サイクルを 40 年と仮定したことから、計画期間を 40 年としています。当初の計画策定から 6 年が経過したことから、今回の改訂では今後 34 年間（2023 年（令和 5 年度）から 2056 年（令和 38 年度）まで）を計画期間とします。

なお、本計画の実行に際しては、公共建築物が個別に定める必要がある施設の維持管理計画（個別施設計画）や、国の通達で立案されているインフラ資産の個別施設計画との連動も視野に入れる必要があり、こうした様々な計画との整合性を確保して取り組んでいくところです。

一方で、本計画の実行は、計画の策定から改訂までの間に実施した事業の効果検証や、計画立案時との不整合に関する検証も必要になるため、概ね 5 年ごとに見直しの要否を検討することとします。

## 第2章 公共施設等の現状及び将来の見通し

### 2-1 公共建築物の保有状況

令和3年3月末時点で本市が所有する公共建築物は、全255施設、全延床面積は約34万㎡で、その内訳を表2-1-1と図2-1-3に示します。

大分類ごとの公共建築物の延床面積の割合は、学校施設が44.4%（約15.1万㎡）と最も多く、次いで、文化施設の16.3%（約5.5万㎡）、プラント系施設の9.6%（約3.3万㎡）となっています。

表2-1-1の公共建築物を、施設の特性に合わせて細分化して分類した内容を表2-1-4に、分類ごとの施設名称を表2-1-5に示します。

表2-1-1 施設分類（大分類）別の施設数及び延床面積

大分類	施設数	延床面積（㎡）	面積割合（%）
学校施設	23	150,679	44.4%
保育施設	16	12,902	3.8%
生涯学習施設	64	26,010	7.7%
文化施設	26	55,261	16.3%
福祉施設	8	9,902	2.9%
公営施設	10	9,292	2.7%
行政施設	61	20,621	6.1%
プラント系管理施設	39	32,543	9.6%
用途廃止済み施設	8	22,492	6.6%
合計	255	339,702	100.0%

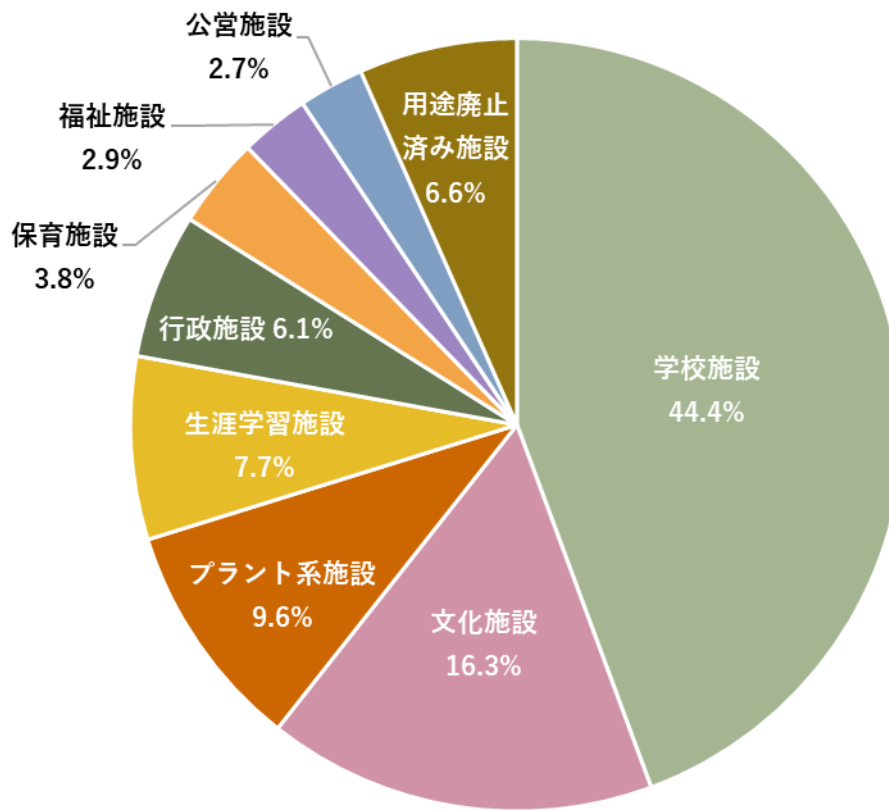
※固定資産台帳(令和3年3月31日時点)等より算出

※合計は端数処理による誤差あり

= 参考 = 表2-1-2 一部事務組合の施設数及び延床面積

大分類	中分類	施設数	延床面積（㎡）
その他関連施設	医療施設	1	80,245
	ごみ処理施設	4	17,020
	看護専門学校	1	4,958
合計		6	102,223

図 2-1-3 施設分類（大分類）別延床面積の割合



※固定資産台帳(令和3年3月31日時点)等より算出

表 2-1-4 本市の公共建築物の内訳

大分類	中分類	小分類	施設数	延床面積 (㎡)
学校施設	学校	小学校	15	81,651
		中学校	6	51,748
		小中一貫校	1	15,650
	給食センター	給食センター	1	1,630
保育施設	保育園	保育園	16	12,902
生涯学習施設	コミュニティ施設	公民館	14	6,994
		地域交流センター	6	4,548
		集会所	42	6,668
		市民交流センター	1	6,291
		図書館	1	1,509
文化施設	産業振興施設	産業振興施設	5	6,564
	文化施設	文化施設	14	35,718
	レクリエーション施設	レクリエーション施設	7	12,980
福祉施設	福祉施設	高齢者福祉施設	2	1,497
		児童福祉施設	4	2,590
		保健施設	2	5,815
公営施設	公営施設	市営住宅	10	9,292
行政施設	市役所・出張所	本庁舎	1	13,630
		支所	3	348
		倉庫	3	571
	消防・防災施設	消防庁舎	3	3,653
		消防分団詰所	13	1,707
		防災施設	38	710
プラント系施設	環境施設	ごみ処理・し尿処理施設	1	4,223
		斎苑	1	2,686
		資源リサイクルセンター	1	522
		下水処理場	1	692
		下水道展示館	1	222
		浄化センター	2	21,226
		水野中継ポンプ場 (休止中)	1	130
	管理施設	取水場・浄水場	6	1,453
		配水場・配水池	16	618
		ポンプ場	8	477
資材庫		1	294	
用途廃止済み施設	学校 (用途廃止)	小学校 (用途廃止)	5	20,345
	保育園 (用途廃止)	保育園 (用途廃止)	2	1,442
	福祉施設 (用途廃止)	高齢者福祉施設 (用途廃止)	1	705
合計			255	339,702

※固定資産台帳(令和3年3月31日時点)等より算出

※合計は端数処理による誤差あり

表 2-1-5 本市の公共建築物の内訳 (1/2)

小分類	施設数	施設名
小学校	15	陶原、效範、水野、水南、幡山東、幡山西、下品野、品野台、掛川、長根、原山、東山、萩山、八幡、西陵
中学校	6	水野、品野、水無瀬、幡山、南山、光陵
小中一貫校	1	にじの丘学園
給食センター	1	給食センター
保育園	16	古瀬戸、赤津(休園)、東、西、幡山、アートチャイルドケア瀬戸南山、こうはん、水南、水北、品野西、南、アートチャイルドケア幡山西、幡山南、幡山東、原山、八幡
公民館	14	陶原、深川、東明、古瀬戸、祖母懐、長根、效範、水南、掛川、幡山、山口、原山、萩山、八幡
地域交流センター	6	品野台、道泉、西陵、水野、新郷、下品野
集会所	42	町民会館：余床、曾野、鹿乗、白岩、片草、上半田川、下半田川、定光寺 集会所：三国高原、西十三塚、五位塚1、五位塚2、万徳、塩草町、窯元、東一里塚、春雨町、萩殿町、汗干、北山、北松山、上松山、品野1丁目3丁目、上品野集会所1、上品野集会所2、サンヒル上之山、赤重、ふじの台、ガーデンヒルズ瀬戸東山、みずの坂、東松山町東、緑町・白山町、穴田企業団地、サンヒル上之山南 会館：水無瀬、北丘みどり、中品野、本地、新太子 その他：西部コミュニティセンター、長根ふれあいセンター”連”、旧下品野ふれあい会館作業場
市民交流センター	1	パーティセと
図書館	1	図書館
産業振興施設	5	ツクリテ支援センター、デジタルリサーチパークセンター、道の駅瀬戸しなの、宮前地下商店街店舗等、旧産総研中部センター瀬戸サイト
文化施設	14	文化センター、染付工芸館、歴史民俗資料館、新世紀工芸館、ノベルティ・子ども創造館、瀬戸蔵、北川民次記念館、小長曾陶器窯跡上屋、愛環鉄道高架下文化財収蔵庫、暫定埋蔵文化財収蔵施設、無風庵、窯垣の小径、洞 窯跡の杜、旧山繁商店建物
レクリエーション施設	7	市民公園（スポーツ施設）、定光寺野外活動センター、岩屋堂公園、北スポーツ施設、定光寺公園、八幡池魚釣り場、自然児童遊園（ねむの森）
高齢者福祉施設	2	水野在宅福祉センター、高齢者生きがい活動施設（シルバー人材センター）
児童福祉施設	4	せとっ子ファミリー交流館、のぞみ学園、交通児童館（交通児童遊園内）、発達支援室
保健施設	2	福祉保健センター（やすらぎ会館）、瀬戸旭休日急病診療所
住宅	10	赤津、十軒家、八床、東山、広之田、森屋敷、井山、水無瀬、南山、山口
本庁舎	1	市役所本庁舎
支所	3	水野、幡山、品野
倉庫	3	旧教職員住宅、上品野倉庫、古瀬戸公民館大気汚染測定所
消防庁舎	3	消防本部・消防署、消防署東分署、消防署南分署
消防分団詰所	13	道泉、深川、古瀬戸、東明、祖母懐、陶原、效範、水南、水野、下品野、品野台、幡山、山口

※固定資産台帳(令和3年3月31日時点)等より算出

表 2-1-5 本市の公共建築物の内訳 (2/2)

小分類	施設数	施設名
防災施設	38	片草町民会館自警団倉庫、西山広場防災備蓄倉庫、市役所防災備蓄倉庫、市役所防災倉庫1、市役所防災倉庫2、品野水防倉庫、幡山水防倉庫、山口地区防災資機材庫、上半田川自警団倉庫、下半田川自警団倉庫、品野支所隣接災害対策備蓄倉庫、白山町防災備蓄倉庫、幡山防災備蓄倉庫、市民公園防災備蓄倉庫、東明小学校防災備蓄倉庫、長根小学校防災備蓄倉庫、效範小学校防災備蓄倉庫、東山小学校防災備蓄倉庫、水南小学校防災備蓄倉庫、下品野小学校防災備蓄倉庫、幡山西小学校防災備蓄倉庫、西陵小学校防災備蓄倉庫、深川小学校防災備蓄倉庫、道泉小学校防災備蓄倉庫、水野小学校防災備蓄倉庫、幡山東小学校防災備蓄倉庫、原山小学校防災備蓄倉庫、萩山小学校防災備蓄倉庫、八幡小学校防災備蓄倉庫、古瀬戸小学校防災備蓄倉庫、祖母懐小学校防災備蓄倉庫、掛川小学校防災備蓄倉庫、幡山中学校防災備蓄倉庫、南山中学校防災備蓄倉庫、光陵中学校防災備蓄倉庫、水無瀬中学校防災備蓄倉庫、品野中学校防災備蓄倉庫、水野中学校防災備蓄倉庫
ごみ処理・し尿処理施設	1	クリーンセンター
斎苑	1	斎苑
資源リサイクルセンター	1	資源リサイクルセンター
下水処理場	1	穴田企業団地下水処理場
下水道展示館	1	下水道展示館
浄化センター	2	水野浄化センター、西部浄化センター
水野中継ポンプ場	1	水野中継ポンプ場 (休止中)
浄水場・取水場	6	浄水場：原山 (休止)、馬ヶ城、白岩 (休止)、蛇ヶ洞 取水場：原山 (休止)、蛇ヶ洞
配水場	16	穴田、南山口、菱野団地、定光寺 (休止中)、下半田川、白岩、片草、針原、若宮、上半田川、山路、小金 (休止中)、鹿乗、詞堂山、権現山、サンヒル上之山
ポンプ場	8	菱野団地、内田、サンヒル上之山、余床 (休止中)、岩屋堂、上品野、一之瀬、山路
資材庫	1	共栄倉庫
小学校 (用途廃止)	5	旧深川、旧祖母懐、旧道泉、旧東明、旧古瀬戸
保育園 (用途廃止)	2	旧品野南、旧品野東
高齢者福祉施設 (用途廃止)	1	旧老人憩いの家
合計	255	

※固定資産台帳(令和3年3月31日時点)等より算出

= 参考 = 表 2-1-6 一部事務組合公共建築物の内訳

大分類	中分類	施設数	施設名	延床面積 (㎡)
その他関連施設	医療施設	1	公立陶生病院	80,245
	ごみ処理施設	4	尾張東部衛生組合晴丘センター、一般廃棄物最終処分場、資源物保管施設、北丘スポーツ公園	17,020
	看護専門学校	1	公立瀬戸旭看護専門学校	4,958
合計		6		102,223

※公有財産台帳 (令和4年3月31日時点)等より算出



## 2-2 公共建築物の整備状況

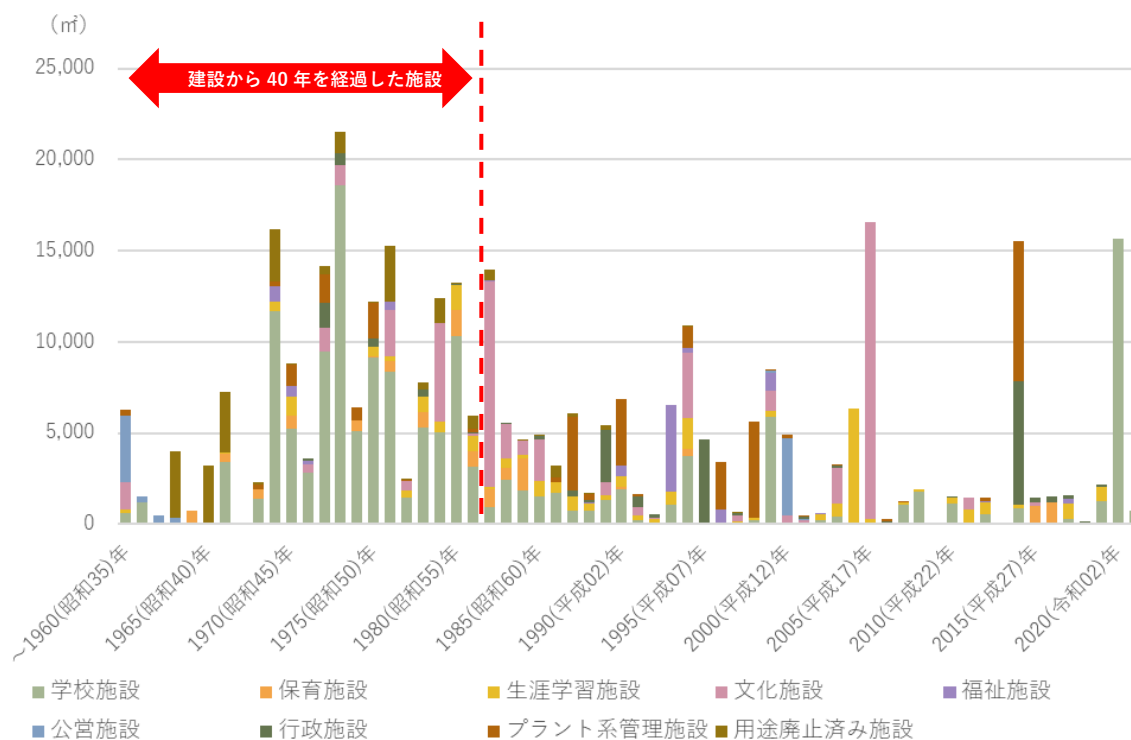
### (1) 公共建築物整備量の推移

本市の公共建築物の整備量の推移を示した図 2-2-1 を見ると、本市では、人口が急激に増加した 1965 年（昭和 40 年）から 1975 年（昭和 50 年）にかけて学校施設が整備され、施設整備量が大幅に増加しました。

また、1975 年（昭和 50 年）から 1985 年（昭和 60 年）頃になると、文化施設を中心として、学校施設以外の公共建築物の整備量も増加しています。

これらのうち建設から 40 年を経過した公共建築物は、全体の約 5 割を占めており、老朽化への対策が必要です。

図 2-2-1 公共建築物整備量の推移

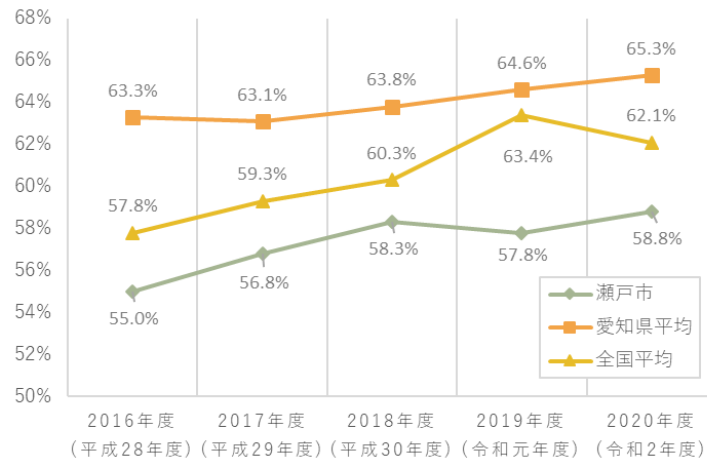


※固定資産台帳(令和3年3月31日時点)等より算出

## (2) 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率は、耐用年数省令による法定耐用年数に基づき算出しています。比率が高いことが直ちに公共施設等の更新の必要性等を示しているものではありませんが、老朽化の進行度を測る目安となります。本市の有形固定資産減価償却率（全体）は、図 2-2-2 に示す通り上昇傾向にあります。愛知県や全国平均と比較すると老朽化の進行度は遅くなっています。

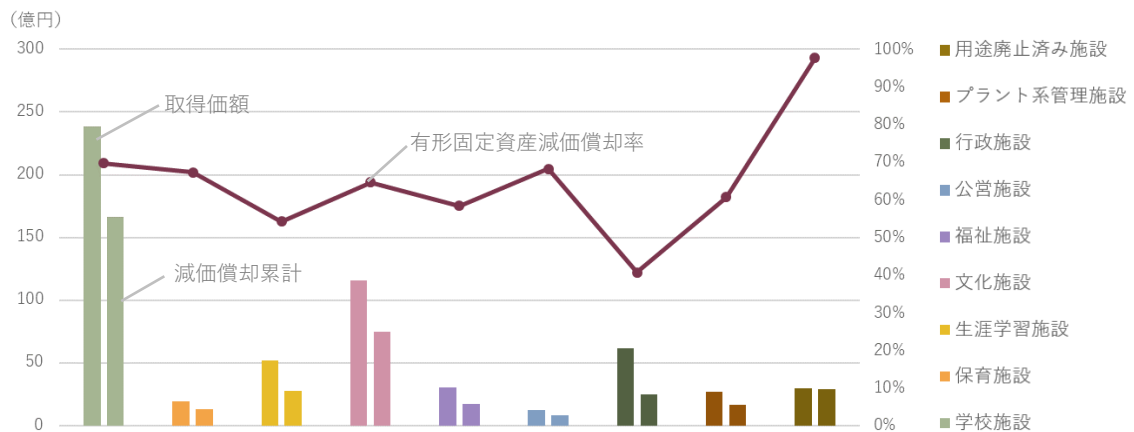
図 2-2-2 有形固定資産減価償却率の推移



※総務省「地方財政状況調査関係資料（決算カード）」より算出

本市の有形固定資産減価償却率を公共建築物の施設分類ごとに示した図 2-2-3 を見ると、学校施設は取得価額が最も高く、有形固定資産減価償却率も高いことから、保有量が多く、かつ老朽化が進んでいることがわかります。また用途廃止済み施設の有形固定資産減価償却率はほぼ 100%となっています。

図 2-2-3 有形固定資産減価償却率の推移



※固定資産台帳(令和3年3月31日時点)等より算出

## 2-3 インフラ資産の保有状況

### (1) インフラ資産全体の保有状況

令和3年度末現在の、本市の主なインフラ資産\*2の保有状況を表2-3-1に示します。

表2-3-1 本市のインフラ資産保有状況

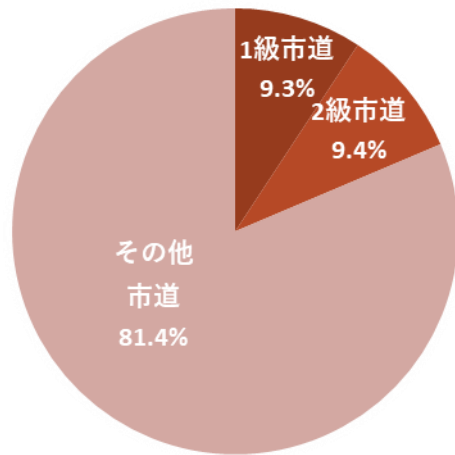
分類	種類	保有量	
道路施設		路線数： 2,329路線	
		総延長： 606,456m	
橋りょう施設	橋りょう (15m未満)	252 橋	
	橋りょう (15m以上)	59橋	
	合計	311橋	
公園施設	都市公園	街区公園	54箇所
		近隣公園	5箇所
		地区公園	1箇所
		総合公園	2箇所
		運動公園	1箇所
		特殊公園	2箇所
		都市緑地	2箇所
	ちびっこ広場	158箇所	
	児童遊園	25箇所	
	交通児童遊園	1箇所	
	自然児童遊園	1箇所	
	緑地	61箇所	
	合計	313箇所	
	上水道施設	導水管	6,201m
送水管		8,500m	
配水管		747,920m	
浄水場・取水場・配水場・ポンプ場		30箇所 (うち6箇所休止中)	
下水道施設	污水管	417,624m	
	雨水管	59,341m	
	浄化センター	2 箇所	

※道路台帳、橋りょう台帳、公園台帳、水道施設台帳、瀬戸市水道施設更新計画、下水道台帳（令和4年3月31日現在）より算出

(2) 道路施設の保有状況

本市が保有する市道（市道として認定している道路）の内訳を図 2-3-2 に示します。

図 2-3-2 認定市道の道路種別の総延長割合



国の基準による道路種別ごとの総延長は、

1 級市道 : 33 路線、約 5.6km (約 9.3%)

基幹的道路網を形成するために必要な道路

2 級市道 : 41 路線、約 5.7km (約 9.4%)

1 級道路を補完する補助幹線道路

その他市道 : 2,255 路線、約 49.4km (約 81.4%)

主に生活道路 (住宅などから主要な道路に出るまでに利用する道)

※道路台帳 (令和 4 年 3 月 31 日現在) より算出

また、認定市道の道路幅員別実延長及び面積の内訳を表 2-3-3 に示します。本市では 4.5~5.5m 未満の道路が多く、全延長の 39.3% を占めています。

表 2-3-3 道路幅員別実延長及び道路面積

幅員 (m)	実延長 (m)	延長割合 (%)	道路面積 (㎡)
9.0以上	24,997	4.2%	425,449
7.5以上9.0未満	35,287	6.0%	430,088
5.5以上7.5未満	119,371	20.2%	989,348
4.5以上5.5未満	232,180	39.3%	1,119,903
4.5未満	179,436	30.3%	863,478
合計	591,271	100%	3,828,266

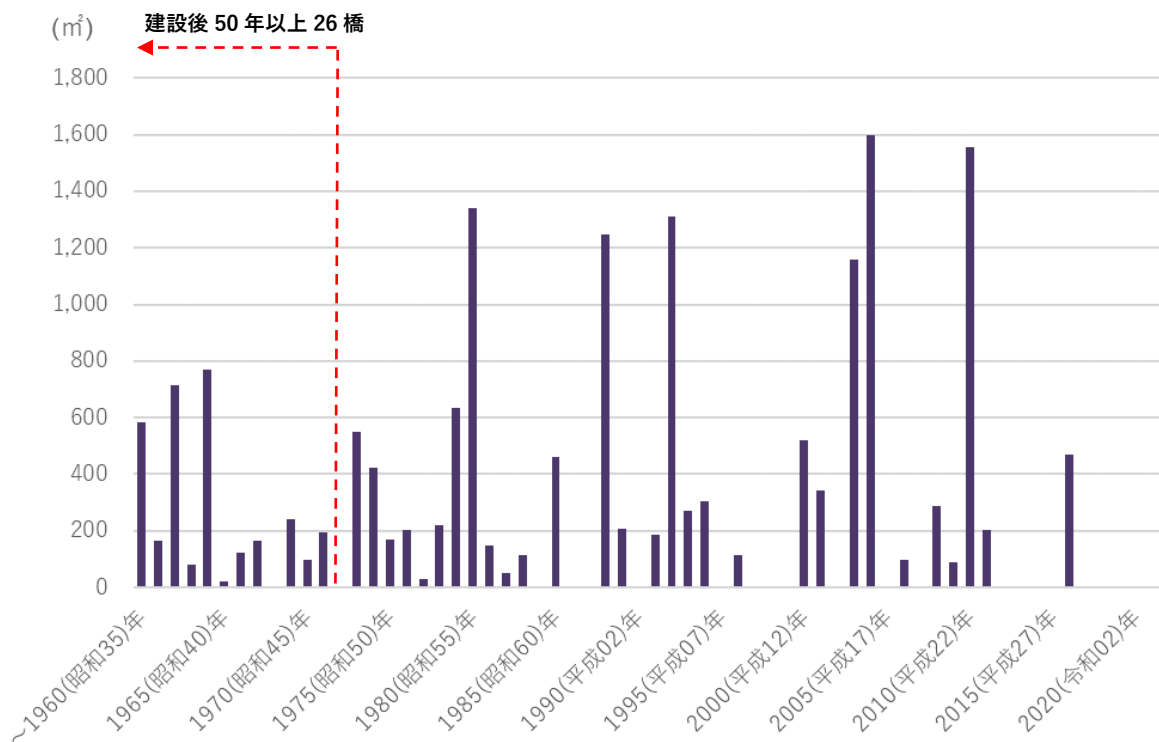
※道路台帳 (令和 4 年 3 月 31 日現在) より算出

### (3) 橋りょう施設の保有状況

本市が保有する橋りょう施設は、311 橋で、その総面積は 25,336m<sup>2</sup>です。

その内訳を示した図2-3-4を見ると、建設年度が判っている橋りょう施設のうち、建設後 50 年以上の橋りょう施設 26 橋（総面積 3,157 m<sup>2</sup>）に加えて、建設年度が不明な橋りょう施設が 232 橋（総面積 7,877m<sup>2</sup>）あります。

図 2-3-4 橋りょう施設年度別整備面積



※橋りょう台帳（令和 4 年 3 月 31 日現在）より算出

表 2-3-5 橋りょう施設保有一覧

延長別内訳	箇所数	面積 (m <sup>2</sup> )
15m未満	252 (228)	8,953 (7,542)
15m以上	59 (4)	16,383 (335)
合計	311 (232)	25,336 (7,877)

※橋りょう台帳（令和 4 年 3 月 31 日現在）より算出

※ ( ) 内の数値は全体のうち建設年度不明の橋りょう施設

(4) 公園施設の保有状況

本市が保有する公園施設は、313箇所あり、その内訳を示した表2-3-6を見ると、都市公園67箇所、ちびっこ広場158箇所、児童遊園25箇所、交通児童遊園1箇所、自然児童遊園1箇所、緑地61箇所です。

表2-3-6 公園施設の保有状況

分類		保有量	面積 (㎡)
都 市 公 園	街区公園 <sup>*3</sup>	54箇所	156,100
	近隣公園 <sup>*4</sup>	5箇所	83,030
	地区公園 <sup>*5</sup>	1箇所	15,000
	総合公園 <sup>*6</sup>	2箇所	345,183
	運動公園 <sup>*7</sup>	1箇所	363,257
	特殊公園 <sup>*8</sup>	2箇所	64,069
	都市緑地 <sup>*9</sup>	2箇所	37,500
ちびっこ広場		158箇所	66,589
児童遊園		25箇所	25,185
交通児童遊園		1箇所	9,704
自然児童遊園		1箇所	26,403
緑地		61箇所	209,449
合計		313箇所	1,401,469

※公園台帳（令和4年3月31日現在）より算出

スポーツ施設としての機能を有する公園を表2-3-7に示します。

表2-3-7 スポーツ施設の保有状況

スポーツ施設名	保有施設	数 量		備 考	
市民公園	体育館	延床面積	5,241㎡	第1・第2競技場、 トレーニングルーム	
	第二体育館	延床面積	1,774㎡	第3競技場、 トレーニングコーナー	
	野球場	グラウンド面積	14,149㎡		
	プール	50mプール		9コース	屋外
		25mプール		7コース	屋外
		徒歩プール		-	幼児用
	武道場	柔道場 畳敷		225㎡	
		剣道場 板張		300㎡	
	弓道場	近的10人立射場		120㎡	
		遠的5人立射場		64㎡	
	陸上競技場	有効面積		18,080㎡	
	Aテニスコート	コート面積		4,306㎡	砂入人工芝6面
	Bテニスコート	コート面積		3,178㎡	砂入人工芝4面
	ゲートボールコート	コート面積		374㎡	
	ジョギングコース	Aコース平坦地		1周 1.3km	
		Bコース起伏地		1周 1.0km	
	ミニオリエンテーリングコース		-		
児童遊園	敷地面積		7,416㎡	屋外ステージ、 遊具、芝生広場等	
窯神グラウンド	野球場	グラウンド面積	8,200㎡		
陶祖グラウンド	野球場	グラウンド面積	6,400㎡		
瀬戸信用金庫 総合グラウンド	南ヶ丘野球場	グラウンド面積	14,272㎡		
	南ヶ丘運動広場	グラウンド面積	4,582㎡		
	南ヶ丘テニスコート	コート面積	2,822㎡	砂入人工芝4面	
南公園グラウンド	野球場	グラウンド面積	9,198㎡		
北スポーツ施設	野球場	グラウンド面積	10,584㎡		
	テニスコート	コート面積	2,681㎡	ハードコート4面	

※指定管理者ホームページより引用

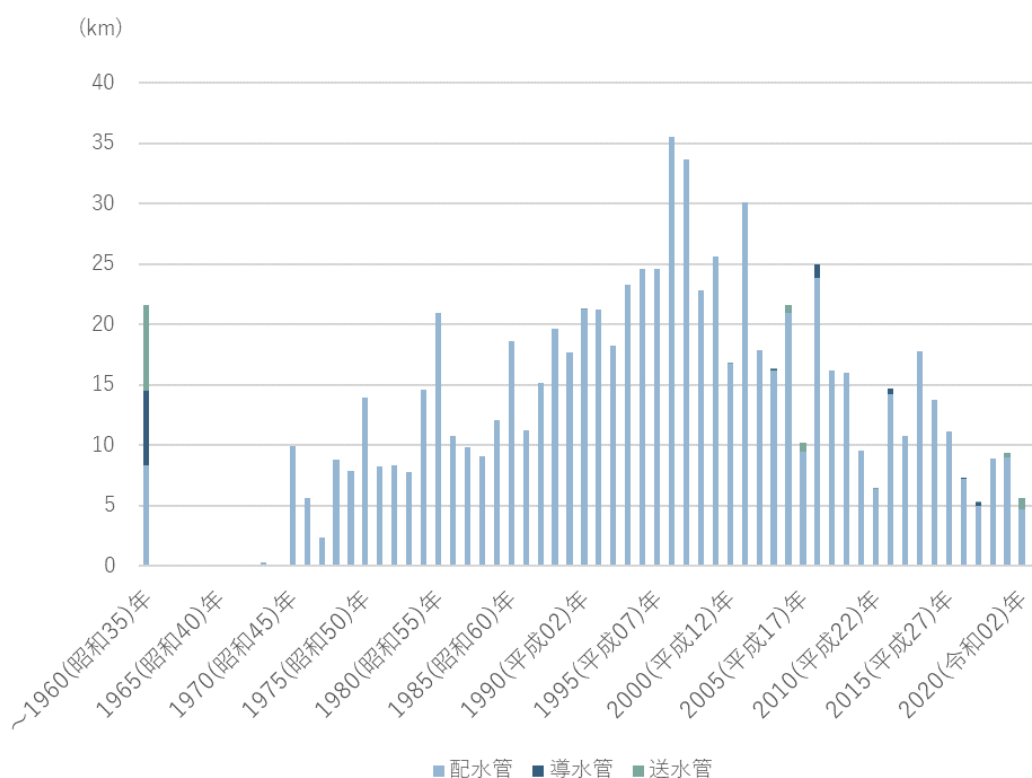
## 2-4 プラント系施設（管路・管きょ）の保有状況

### (1) 上水道施設（上水道管路）の保有状況

本市の保有する上水道施設は、管路（配水管、導水管、送水管）、浄水施設及び配水施設等に分類され、令和3年度末現在、配水管の延長は約747.9km、導水管の延長は約6.2km、送水管の延長は約8.5kmです。

その内訳を示した図2-4-1を見ると、市の上水道管の整備は、1970年（昭和45年）頃から本格的に始まり、1996年（平成8年）をピークに、直近5年間は、毎年約5km～10km程度の整備実績となっています。

図2-4-1 上水道管路別整備延長



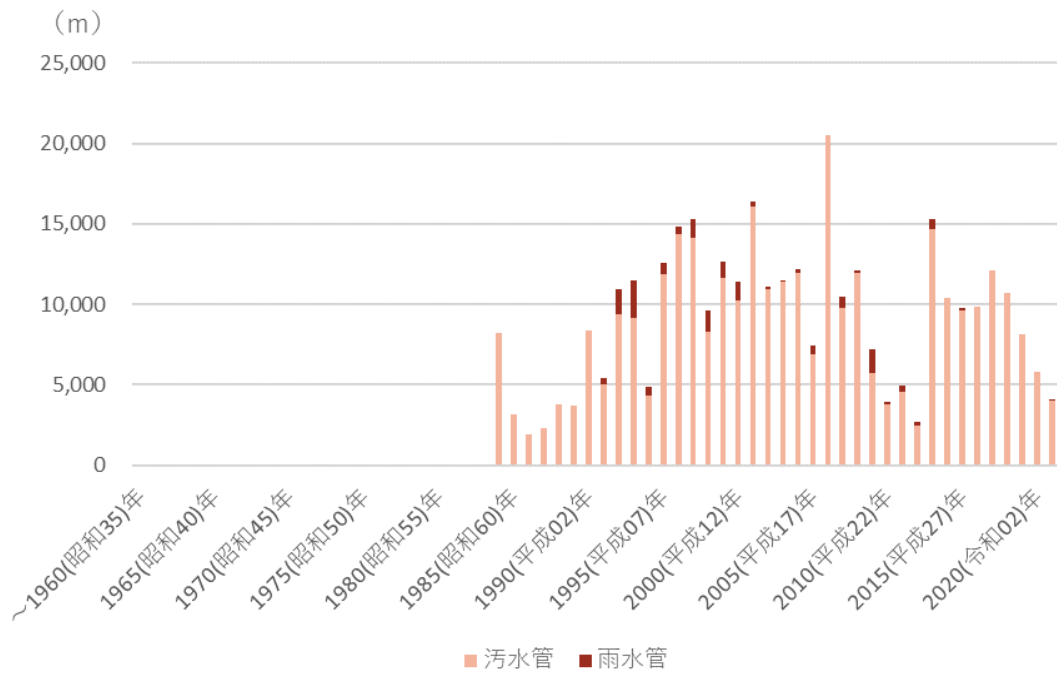
※水道施設台帳（令和4年3月31日時点）より算出



(2) 下水道施設（下水道管きょ）の保有状況

本市が保有する下水道施設（下水道管きょ）の整備は、菱野団地の造成に合わせて始まり、図 2-4-2 に示すように、1984 年（昭和 59 年）頃から本格的な拡張整備が進められ、1992 年から 2008 年（平成 4～平成 20 年）の間は、ほぼ毎年、10,000m 以上の公共下水道管きょ（汚水及び雨水）が整備されてきました。

図 2-4-2 下水道管きょ年度別整備延長



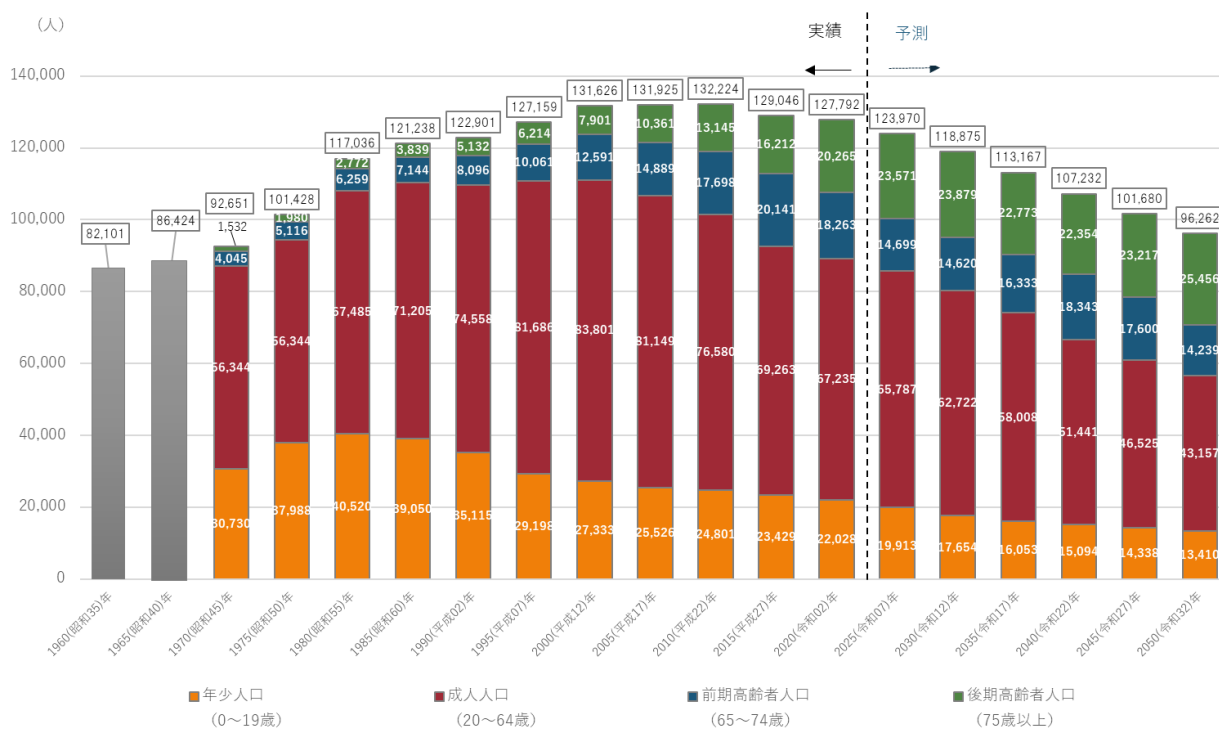
※下水道台帳（令和 4 年 3 月 31 日時点）より算出

## 2-5 人口等の今後の予測

本市の人口は、2010年（平成22年）の132,224人をピークに減少に転じています。将来にわたる市全体の人口推計は、平成28年1月に策定した「瀬戸市人口ビジョン」では、2050年（令和32年）には96,262人まで減少することが予測されています。

年齢4区分による人口構成は、年少人口（0～19歳）及び成人人口（20歳～64歳）が減少し、高齢者の人口が増加することから、少子高齢化がより一層進んでいくことが見込まれます。

図2-5-1 人口動態



※ 1960年（昭和35年）、1965年（昭和40年）は総人口のみ記載

※ 1970年（昭和45年）から2020年（令和2年）までは国勢調査、2025年（令和7年）以降は「瀬戸市人口ビジョン」（平成28年1月策定）より算出

※ 国勢調査において年齢不詳の人口については、各4区分の比率を案分して算出

## 2-6 公共施設等の更新等に係る経費

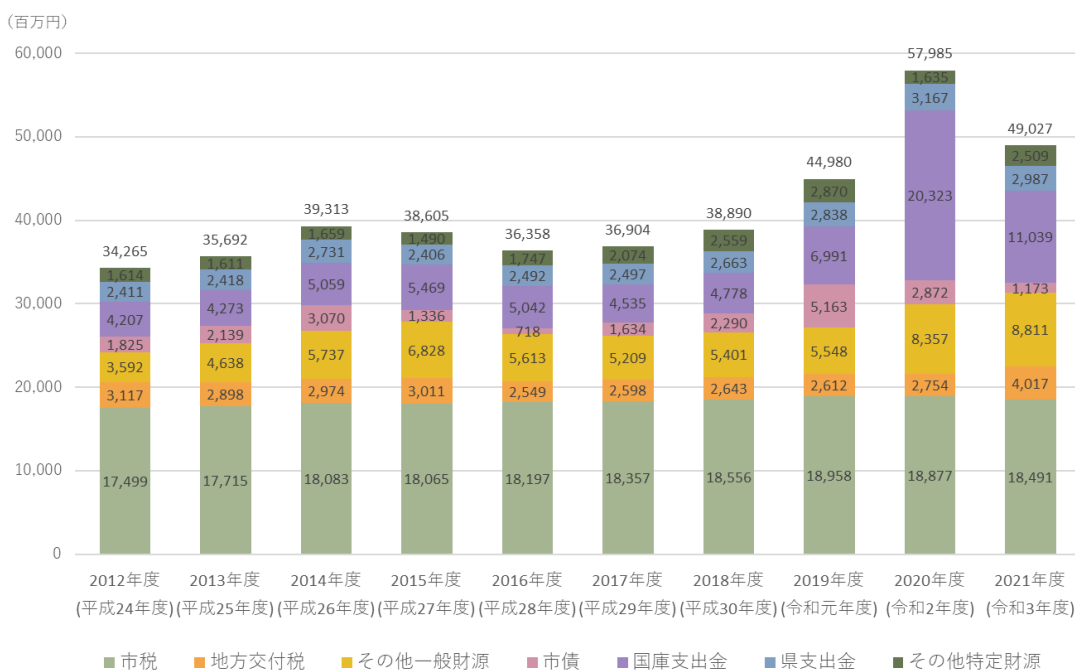
### (1) 歳入の推移・内訳

令和3年度を起算とする過去10年間の歳入の推移・内訳を、図2-6-1に示します。

直近の令和3年度決算による歳入総額は約490億円で、前年度と比較して大幅に減少しています。減少の理由としては、国庫支出金、繰入金及び市債\*10が減少したことによるもので、新型コロナウイルス感染症対策事業に係る財源として活用した歳入が大きく減少したほか、にじの丘学園整備などの公共施設整備事業に係る建設事業債\*11や臨時財政対策債\*12の借入額が減少しています。

また、本市の歳入の根幹である市税は、個人・法人市民税や固定資産税などが減少したことから、3億9千万円の減収となっています。

図2-6-1 歳入の推移・内訳



※総務省「地方財政状況調査関係資料（決算カード）」より算出

※各年度の歳入総額は、四捨五入の関係で一致しない場合があります。

## (2) 歳出の推移・内訳

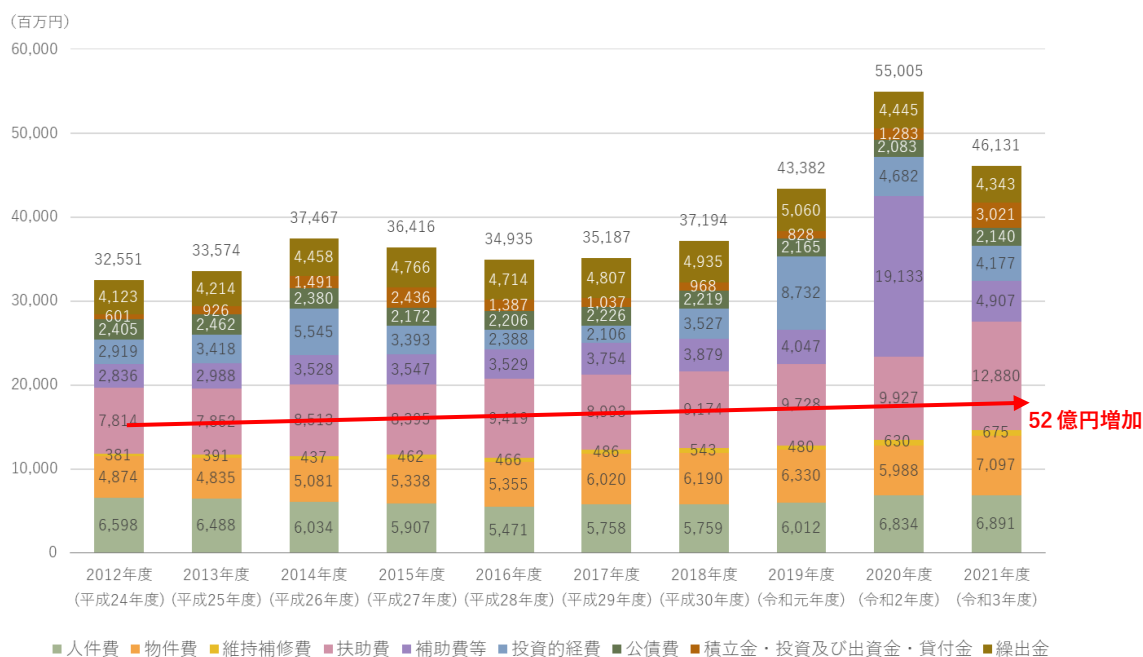
令和3年度を起算とする過去10年間の歳出の推移・内訳を、図2-6-2に示します。

直近の令和3年度決算による歳出総額は、約461億円で、前年度と比較して大幅に減少しています。減少の理由としては、令和2年度に実施した特別定額給付金給付事業などにより補助費が前年度比で118億円減少したほか、にじの丘学園整備事業が完了したことなどにより投資的経費も減少しています。

また、歳出のうち、義務的経費<sup>\*13</sup>の一部に当たる扶助費<sup>\*14</sup>が増加傾向となっています。扶助費は、平成24年度に約78億円でしたが、令和3年度には約130億円と、10年間で約52億円増加しています。

今後も、人口減少及び高齢化に伴う税収の減少や、扶助費の増加をはじめとした社会保障費の増大が予測されるため、必要とされる投資的経費<sup>\*15</sup>を確保するための手立てを講じていく必要があります。

図2-6-2 歳出の推移・内訳



※総務省「地方財政状況調査関係資料（決算カード）」より算出  
 ※各年度の歳出総額は、四捨五入の関係で一致しない場合があります。

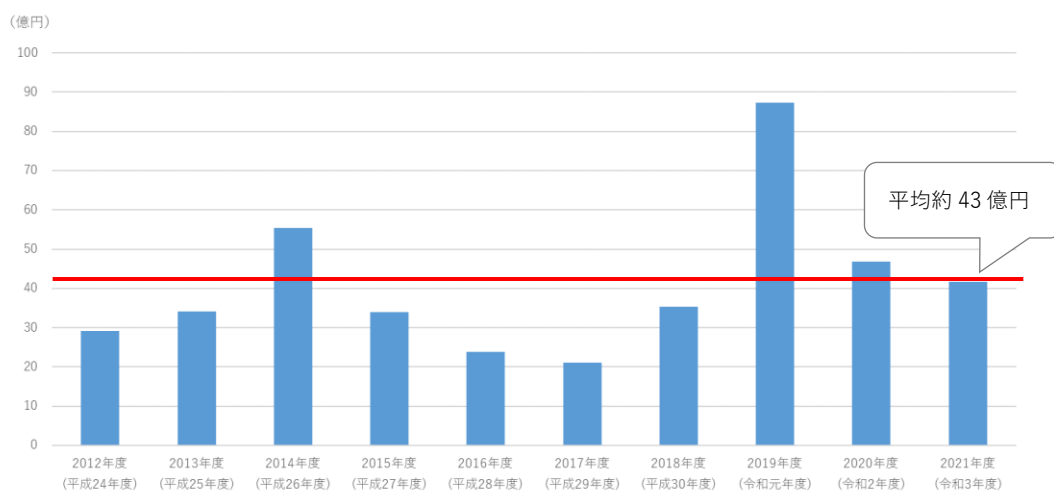
### (3) 投資的経費の推移

令和3年度を起算とする過去10年間の投資的経費（一般会計）の推移を図2-6-3に、そのうち直近5年間の公共建築物に対する投資的経費の内訳を図2-6-4に示します。

本市の公共施設等に係る投資的経費は、平成26年度に市役所庁舎整備、令和元年度ににじの丘学園整備を行っており、直近10年間の平均は約43億円となっています。

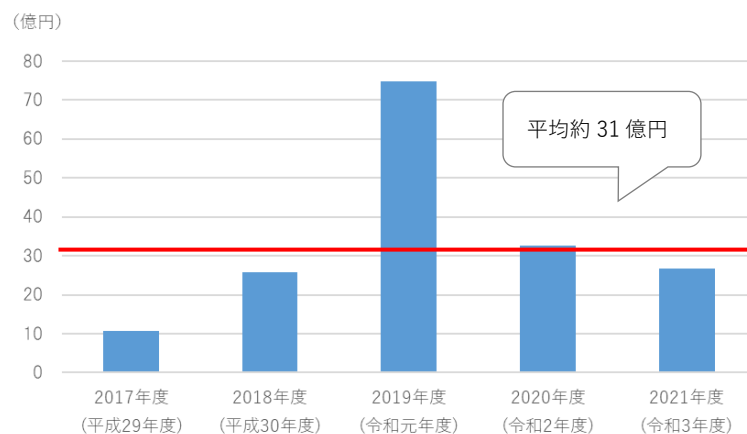
公共建築物に係る投資的経費の平均は約31億円であることから、年度ごとにバラつきはあるものの、公共建築物に係る投資的経費が多くを占めています。

図2-6-3 投資的経費の推移



※総務省「地方財政状況調査関係資料（決算カード）」より算出

図2-6-4 投資的経費の推移（公共建築物のみ）



※総務省「地方財政状況調査関係資料（決算カード）」より算出

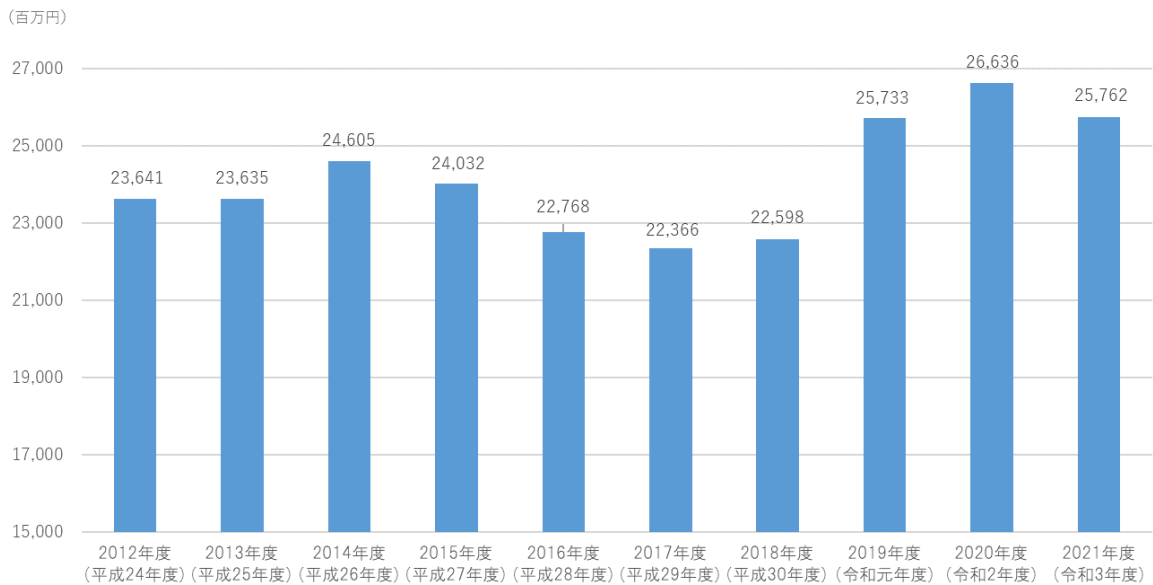
#### (4) 市債残高の推移

令和3年度を起算とする過去10年間の市債残高の推移を、図2-6-5に示します。

直近の令和3年度決算による市債残高は、約258億円となっています。GIGAスクール構想に伴う校内ネットワーク整備事業や、にじの丘学園整備事業が完了したことなどにより建設事業債の借入額が減少したほか、臨時財政対策債の借入額が減少したことから、市債全体の借入額は前年度と比べ17億円減少し、市債残高が約9億円減少しました。

直近10年間では、平成25年から平成27年に実施した市役所庁舎整備事業や、平成30年度から令和2年度に実施したにじの丘学園整備事業などに伴い、一時的に増加することはありますが、「財政規律ガイドライン」の下、実質公債費<sup>\*16</sup>比率<sup>\*17</sup>が全国市町村平均値を超えないことを前提とした適切な運用を行っています。

図2-6-5 市債残高額の推移



※総務省「地方財政状況調査関係資料（決算カード）」より算出

## 2-7 公共施設等の改修・更新等に係る経費の見込みと課題

本計画では、最新の固定資産台帳（令和3年3月31日時点）のデータを活用し、今後34年間で本市に必要となる改修・更新に関する費用総額を、次の試算条件のもと算出しました。

### 公共建築物の改修・更新費の試算条件

- ・ 建設後60年で更新（建替え）を実施する。
- ・ 建設後30年で大規模改修を実施する。
- ・ 更新（建替え）費の単価は、表2-7-1のとおり。
- ・ 大規模改修の単価は、一般的な想定値である建設費（更新費）の約6割とする。
- ・ 築30～39年の建物は10年以内に大規模改修をする。築40年以上の建物は、10年以内に建替をし、建替後30年で大規模改修をする。

表2-7-1 公共建築物の改修・更新費用の試算条件

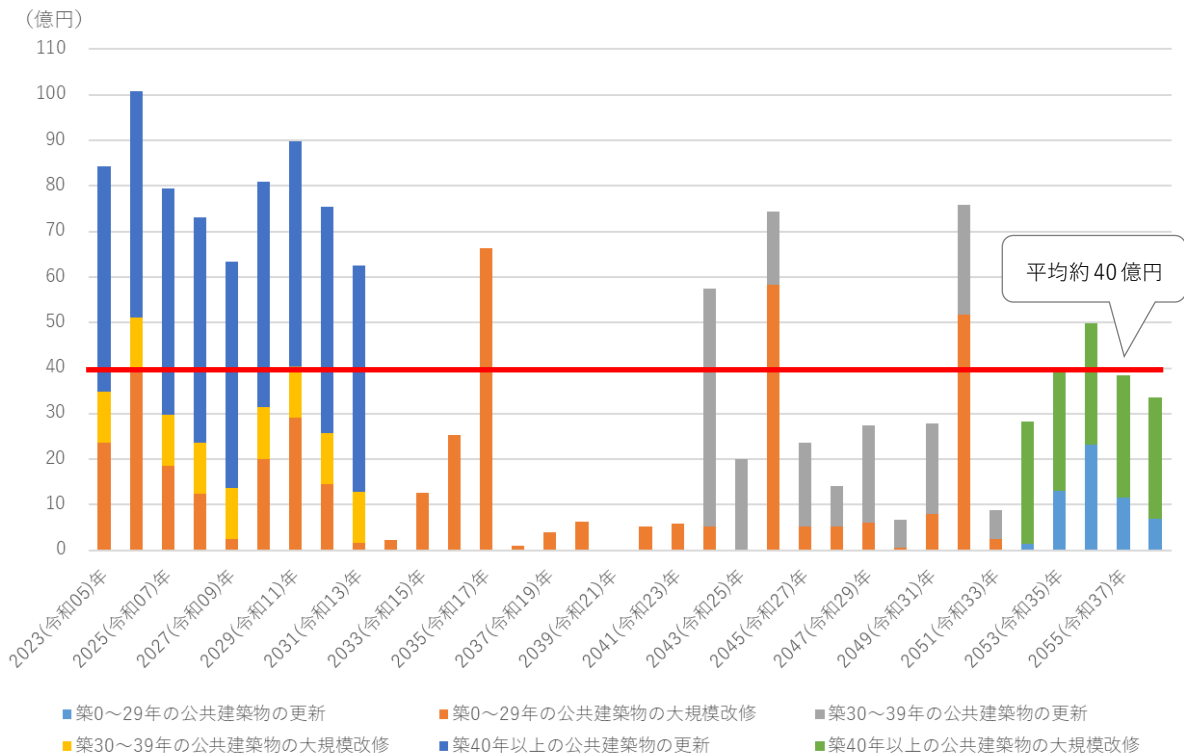
区分	更新（建替え）	大規模改修
生涯学習施設、文化施設、行政施設	40万円/㎡	25万円/㎡
福祉施設、プラント系施設	36万円/㎡	20万円/㎡
学校施設、保育施設	33万円/㎡	17万円/㎡
公営住宅施設	28万円/㎡	17万円/㎡

(1) 公共建築物の改修・更新に係る経費の見込み

前頁で記載した試算条件に基づき、本市の公共建築物に関する改修・更新費を試算した結果を、図2-7-2に示します。

今後34年間で必要となる公共建築物の改修・更新費は総額で約1,365億円に及び、年平均では約40億円/年で先に記載した直近5年間の公共建築物の投資的経費の平均である約31億円/年を上回る状況です。この試算では、人件費や運営費等を含めていないため、公共建築物の維持にこれより費用がかかることは明らかであり、現状のままでは、今後必要となる公共建築物の改修・更新費を確保していくことは困難です。

図2-7-2 公共建築物の改修・更新費の将来見通し



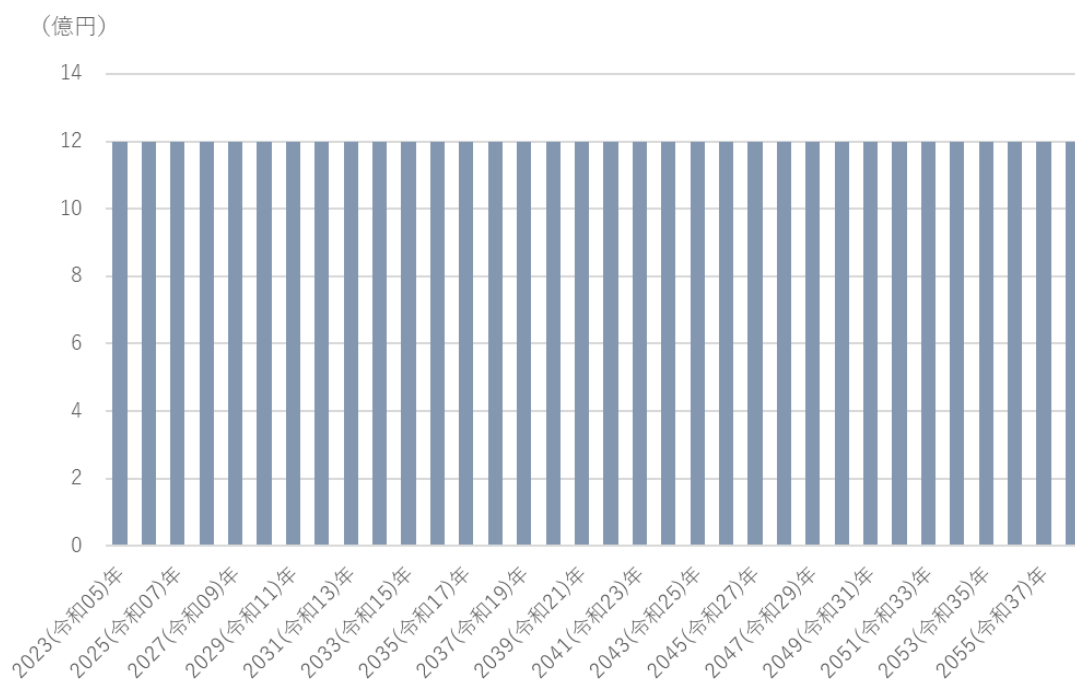


## (2) 道路施設の更新に係る経費の見込み

インフラ資産のうち、道路施設に関する更新費を試算した結果を、図 2-7-3 に示します。今後 34 年間で必要となる道路施設の更新費用は、総額で約 408 億円、年平均では約 12 億円/年となっています。

なお、道路には、現状の舗装や側溝等の付帯物を入れ替えることが一般的で、公共建築物のような全てを新設（作り直す）という更新の概念が無いため、今回の試算では、本市が保有する道路を対象に、その舗装を一律に 34 年間で更新するものとして試算しています。

図 2-7-3 道路の更新費用の推計



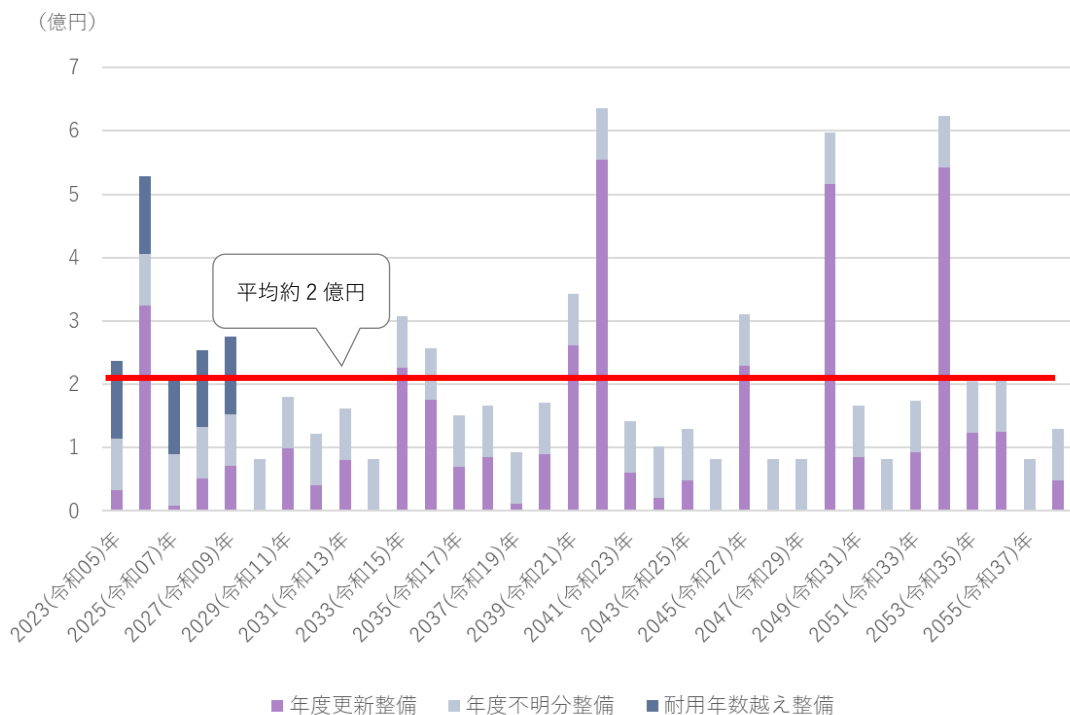
### 道路施設の更新費の試算条件

- ①道路施設の更新は、舗装の打替えを行い、舗装の耐用年数は 15 年と設定
- ②15 年間で全舗装の打替えを行うものとし、1 年当たり全道路面積の 15 分の 1 ずつ実施
- ③更新単価は一律 4,700 円/㎡と設定し、道路面積を乗じて更新費用を算出

### (3) 橋りょう施設の更新に係る経費の見込み

インフラ資産のうち、橋りょう施設に関する改修・更新費を試算した結果を図 2-7-4 に示します。今後 34 年間で必要となる橋りょう施設の更新費用は、総額で約 75 億円、年平均では約 2 億円/年となっていますが、更新が集中する年には、1 年で 6 億円以上が必要な場合もあります。

図 2-7-4 橋りょう施設の更新費用の推計



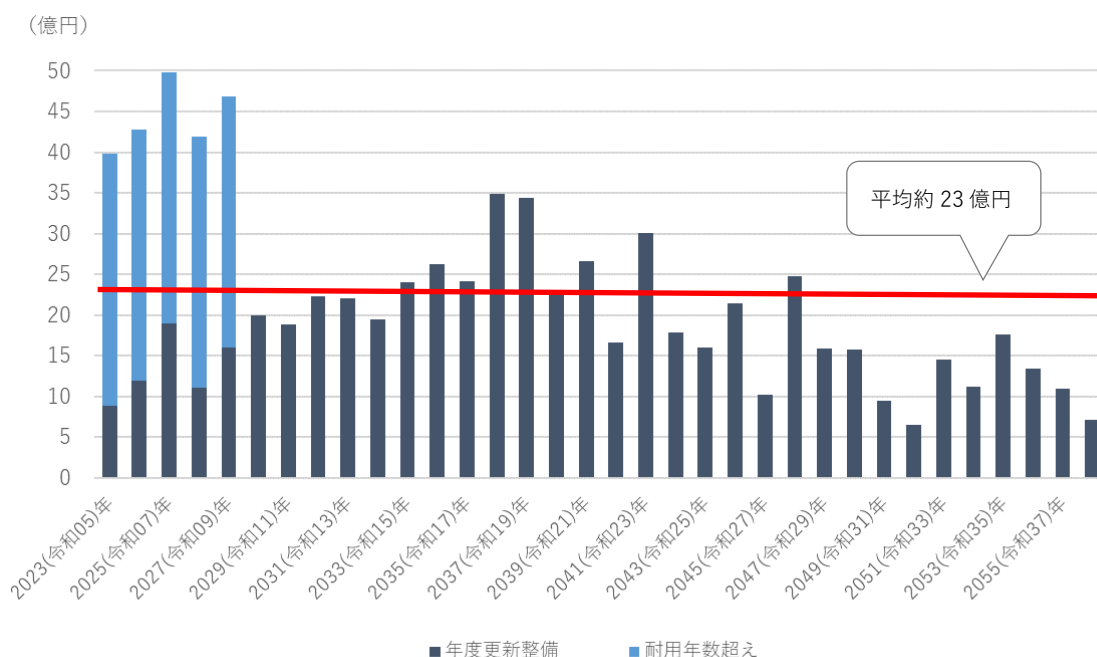
#### 橋りょう施設の更新費の試算条件

- ①橋りょう施設の耐用年数は 60 年とし、架設後 60 年を経た年度に更新
- ②PC/RC 橋の更新単価は 413 千円/m<sup>2</sup>、鋼橋の更新単価は 500 千円/m<sup>2</sup>
- ③耐用年数を越えた橋りょう施設は、直近 5 年間で均等に更新すると仮定
- ④整備年度不明の橋りょう施設は、34 年間で均等に更新すると仮定

#### (4) 上水道施設の更新に係る経費の見込み

インフラ資産のうち、上水道施設に関する更新費を試算した結果を、図 2-7-5 に示します。今後 34 年間で必要となる上水道施設の更新費用は、総額で約 777 億円、年平均では約 23 億円/年となっており、特に 2036~2037 年（令和 18~19 年）に更新が集中しています。

図 2-7-5 上水道管径別年度別延長による将来の更新費用の推計



#### 上水道管の更新費の試算条件

- ①上水道管の耐用年数は 40 年とし、布設後 40 年を経た年度に更新すると仮定
- ②耐用年数を超えた管は、直近 5 年間で均等に更新すると仮定
- ③更新単価は管径により異なっており、下の表のとおり

導・送水管径	更新単価
300mm以下	100千円
300~500mm	114千円
500~1000mm	161千円

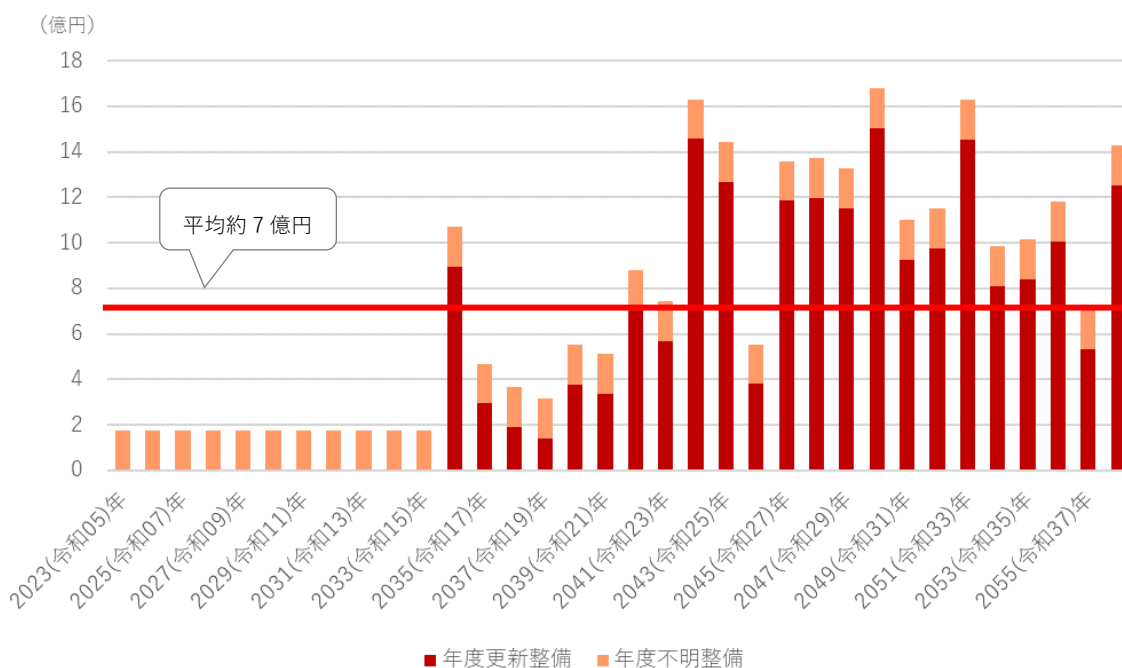
配水管径	更新単価
150mm以下	97千円
200mm以下	100千円
250mm以下	161千円
300mm以下	106千円
350mm以下	111千円
400mm以下	116千円
450mm以下	121千円
500~550mm	128千円
600mm以下	142千円
700mm以下	158千円

(5) 下水道施設の更新に係る経費の見込み

インフラ資産のうち、下水道施設に関する更新費を試算した結果を図 2-7-6 に示します。今後 34 年間の下水道の更新費用は、総額で約 254 億円、年平均では約 7 億円/年となっています。

更新の集中する時期は上水道と比べて遅く、2034 年（令和 16 年）以降に更新費用が急増する見込みです。

図 2-7-6 下水道管径別年度別延長による将来の更新費用の推計



下水道管の更新費の試算条件

- ①下水道管の耐用年数は 50 年とし、布設後 50 年を経た年度に更新すると仮定
- ②整備年度不明の下水道管は、34 年間で均等に更新すると仮定
- ③更新単価は管径により異なっており、下の表のとおり

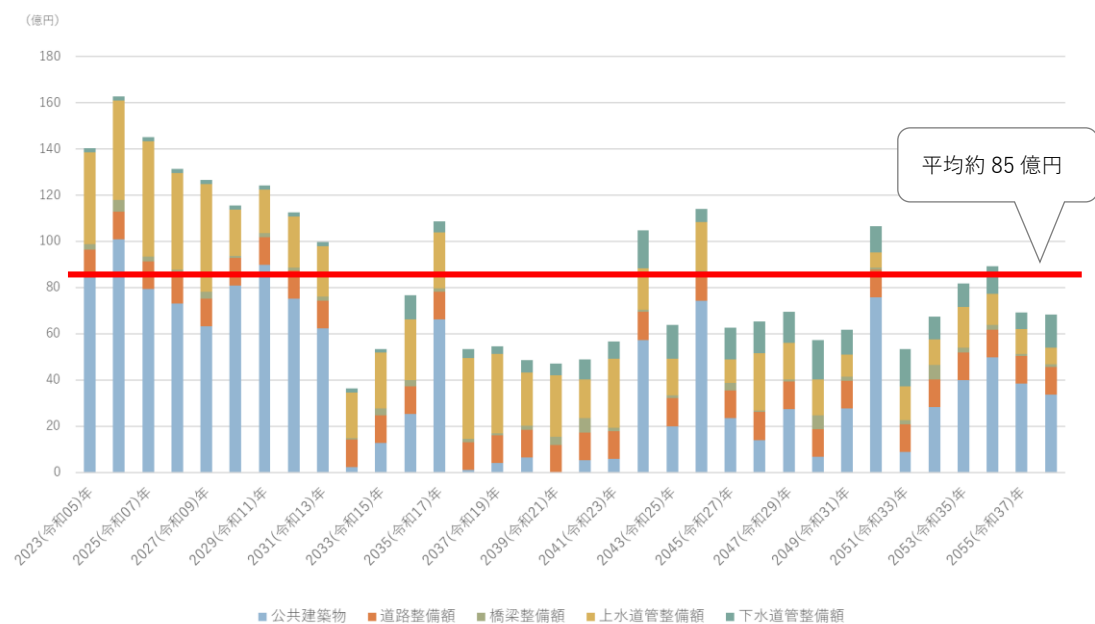
下水道管径	更新単価
～250mm	61千円
251～500mm	116千円
501～1000mm	295千円
1001～2000mm	749千円
2001～3000mm	1,690千円
3000mm～	2,347千円

(6) 公共施設等の改修・更新等に係る経費の見込み

本計画の対象とした公共建築物と、インフラ資産を合わせた公共施設全体の改修・更新費の試算結果の積み上げ結果を、図 2-7-7 に示します。この試算結果から、今後 34 年間で必要となる公共施設全体の改修・更新費の総額は約 2,878 億円で、年平均では約 85 億円/年となります。

また、年度別に見ると、最小で約 36 億円/年、最大で約 163 億円/年となるなど、更新時期の集中により、更新費用に大きな差が生じています。

図 2-7-7 公共建築物及びインフラ資産の改修・更新費の将来見通し



## 2-8 公共建築物に長寿命化対策を反映した場合の効果

P25の「公共建築物の改修・更新費の試算条件」のうち、公共建築物の長寿命化<sup>\*18</sup>のための改修・更新のタイミングを考慮し、必要となる費用を改めて算出したものを、図2-8-1に示します。

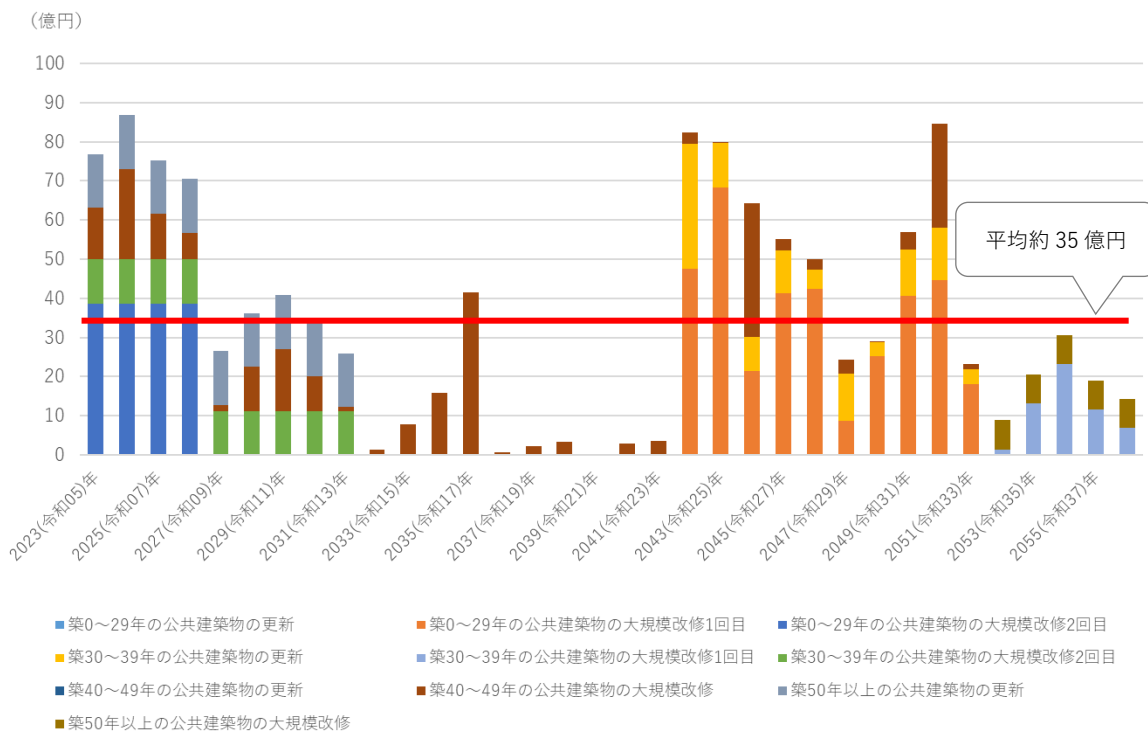
### 長寿命化対策を反映した場合の改修・更新費の試算条件

- ・建設後80年で更新（建替え）を実施する。
- ・建設後30年、60年で大規模改修を実施する。
- ・築30～39年の建物は10年以内に大規模改修をする。築40～49年の建物は、5年以内に大規模改修、建設後70年で更新する。築50年以上の建物は、10年以内に更新する。

※学校施設等、個別施設計画の中で建設から100年後に更新することを目標としている施設もあります。

この試算結果から、公共建築物を長寿命化した場合、今後34年間の公共施設等の改修・更新費の総額は約1,195億円で、年平均では約35億円/年となり、単純更新した場合と比較すると、約5億円/年減少しています。

図2-8-1 公共建築物に長寿命化対策を反映した場合の改修・更新費の将来見通し



## 2-9 過去に行った主な取組の実績

本計画の期間内に、計画に基づき行った主な取組を表 2-9-1 に示します。この取組の結果、今後 34 年間で必要となる費用は約 160 億円減少します。

表 2-9-1 過去に行った主な取組の実績

No.	対象施設	取得年度	対策面積 (㎡)	対策	対策実施年度
1	道泉小学校	1962年度 (昭和37年度)	4,820	にじの丘学園へ統合 (15,650㎡)	2020年度 (令和2年度)
2	深川小学校	1941年度 (昭和16年度)	3,910		
3	古瀬戸小学校	1975年度 (昭和50年度)	3,856		
4	東明小学校	1969年度 (昭和44年度)	3,695		
5	祖母懐小学校	1965年度 (昭和40年度)	4,064		
6	本山中学校	1977年度 (昭和52年度)	5,697		
7	祖東中学校	1966年度 (昭和41年度)	6,436		
8	品野南保育園	1978年度 (昭和53年度)	638	用途廃止	2020年度 (令和2年度)
9	品野東保育園	1971年度 (昭和46年度)	804	用途廃止	2020年度 (令和2年度)
10	小金集会所	1994年度 (平成5年度)	60	除却	2019年度 (令和元年度)
11	下品野公民館	1973年度 (昭和48年度)	873	下品野地域交流センターへ 統合(858㎡)	2019年度 (令和元年度)
12	下品野ふれあい会館	1987年度 (昭和62年度)	396		
13	品野支所	1974年度 (昭和49年度)	113		
14	老人憩いの家	1972年度 (昭和47年度)	705	用途廃止	2020年度 (令和2年度)
15	心身障害者小規模授産所	1986年度 (昭和61年度)	119	除却	2018年度 (平成30年度)
16	市営赤津住宅	1953年度 (昭和28年度)	447	一部解体	退去次第順次
17	市営八床住宅	1951年度 (昭和26年度)	70	一部解体	
18	市営森屋敷住宅	1952年度 (昭和27年度)	35	一部解体	
19	市営井山住宅	1959年度 (昭和34年度)	239	一部解体	
20	市営水無瀬住宅	1952年度 (昭和27年度)	222	一部解体	
21	市営南山住宅	1956年度 (昭和31年度)	55	一部解体	
22	市営山口住宅	1954年度 (昭和29年度)	128	一部解体	

※取得年度が複数の場合、最も古いものを表示しています。

※市営住宅は、退去者が出次第順次解体しており、実施は複数年度にまたがっています。

## 2-10 財政的視点の取組について

### (1) 財政規律ガイドライン

本市では、平成 18 年度から「市債の返済額以上に新たに市債を発行しない（借金を増やさない）」「最小の経費で最大の効果を生み出す行政経営の実践」という財政規律<sup>\*19</sup>を定め、取り組んできました。

しかし、これまでに述べてきたとおり、税収減への懸念や、扶助費の増加、公共施設等の老朽化といった新たな社会課題に対応する必要があることから、財政運営改善の必要性を踏まえ、平成 27 年度に新たな『財政規律ガイドライン』を策定しました。このガイドラインでは、他の自治体との比較ができるよう、自治体の標準的な財政規模を示す「標準財政規模<sup>\*20</sup>」を指標としています。

他にも、このガイドラインでは、財政調整基金<sup>\*21</sup>、公共施設等整備基金<sup>\*22</sup>、実質公債費比率を評価指標として設定し、運用することとしています。

### 財政規律ガイドラインの具体的な内容

- 歳入の確保
  - ・ 新規事業・既存事業の拡充を図る実施計画は、財源確保を明らかにした立案を行う
  - ・ 遊休資産の積極活用を図り、原則、公共施設等整備基金へ積立て、公共施設の改修・更新等に活用する
- 歳出の制限
  - ・ 全ての事業を対象とした民間企業や NPO 等の活用を検討する
  - ⇒ 公共施設の新規整備は、後述の基本的方針を守り、施設の規模、設備の内容及び維持管理費（人件費含む）の軽減を十分に精査したうえで実施を判断する
- 基金の積立と将来負担の上限設定
  - ・ 財政調整基金の残高は、標準財政規模の **15%**を維持する
  - ・ 公共施設等整備基金の積立目標額を **100 億円**とする
  - ・ 実質公債費率は**全国市町村平均値を超えない範囲**で運用する

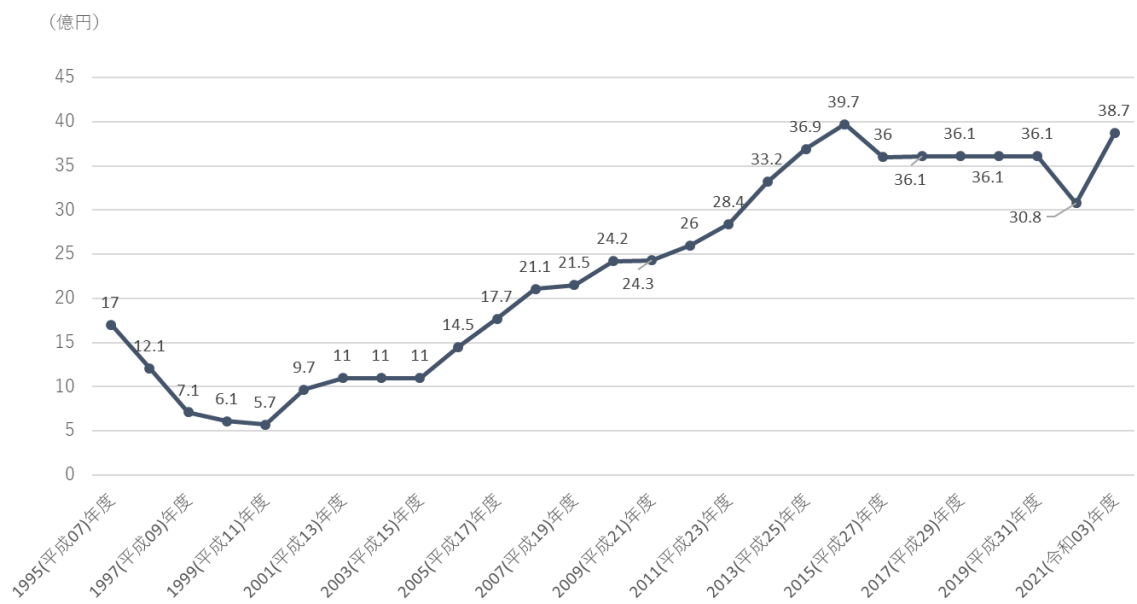


## (2) 財政調整基金

「財政調整基金」の積立目標額に関する明確な規定はありませんが、標準財政規模の10%程度を目安に積立している自治体が多いとされています。本市では、他の自治体の例を参考とし、標準財政規模の15%を積立額の目標値として設定しています。

平成27年度以降は、標準財政規模の15%を維持しており、令和2年度には目標額を下回ったものの、令和3年度には約39億円となり再度目標額を上回っています。

図2-10-1 本市の財政調整基金残高の推移



### (3) 公共施設等整備基金

「瀬戸市公共施設等整備基金」は、毎年度の決算剰余金の一部を積み立て、基金残高を確保し、公共施設等の更新費用の財源として活用していますが、今後基金を活用することで積立額が減少する見込みであることから、遊休資産の売却益を、原則、公共施設等整備基金へ繰り入れ、財源の確保を図ります。

図 2-10-2 公共施設等整備基金の仕組み

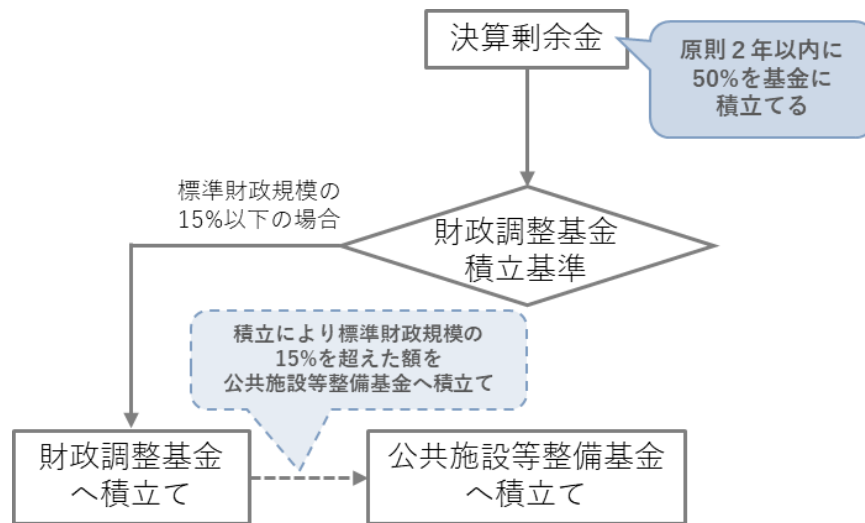
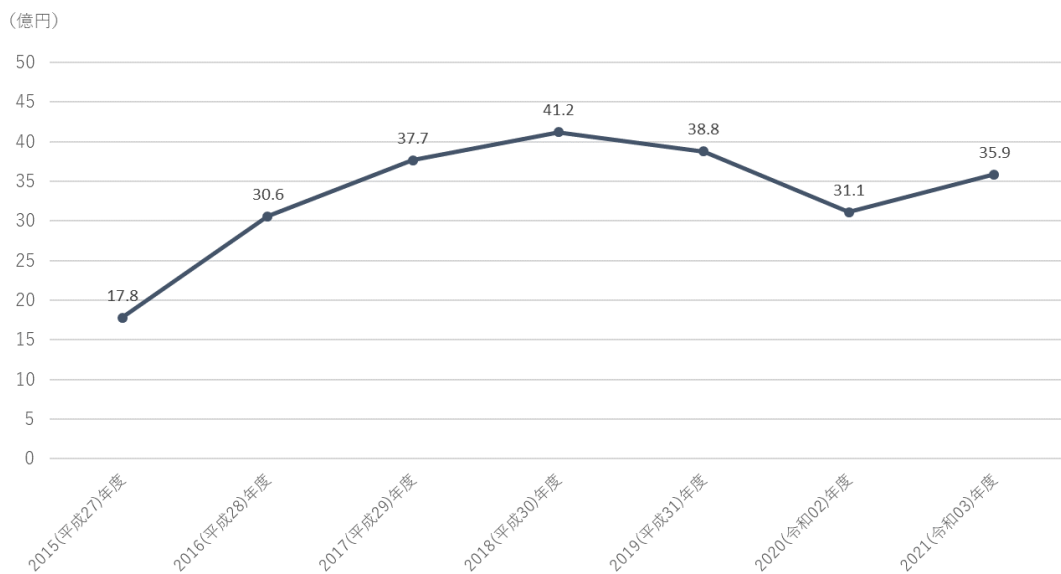


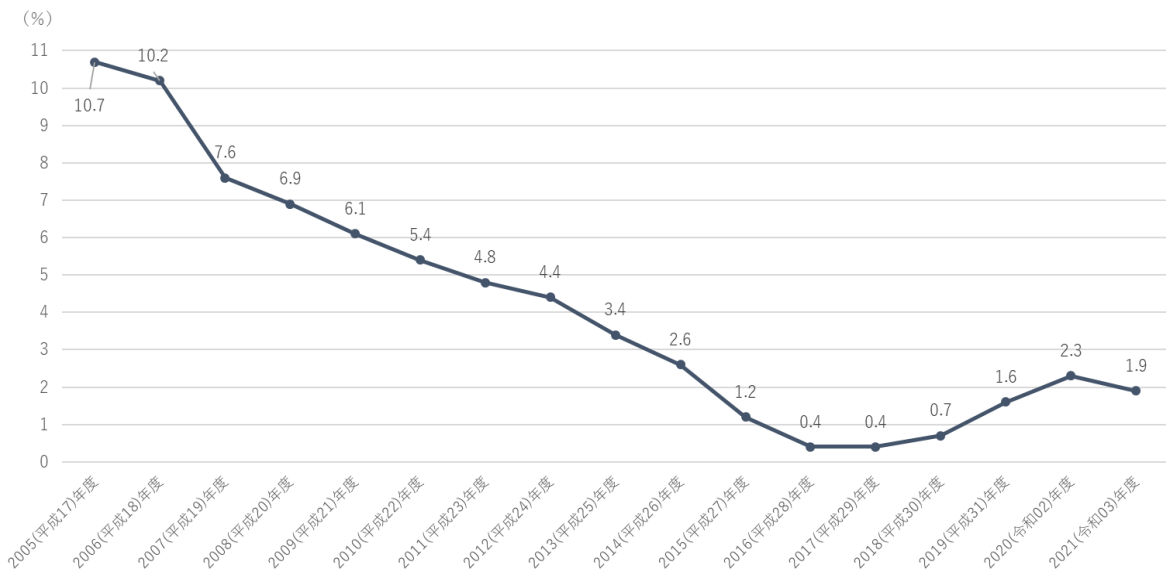
図 2-10-3 本市の公共施設等整備基金残高の推移



#### (4) 実質公債費比率

実質公債費比率は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」において、財政の健全化判断比率の一つとして位置付けられており、早期健全化基準\*<sup>23</sup>は25%、財政再生基準は35%とされ、これらの基準を超える自治体には、市債に対する制約が厳しく付けられます。本市における実質公債費比率の推移を、図2-10-4に示します。

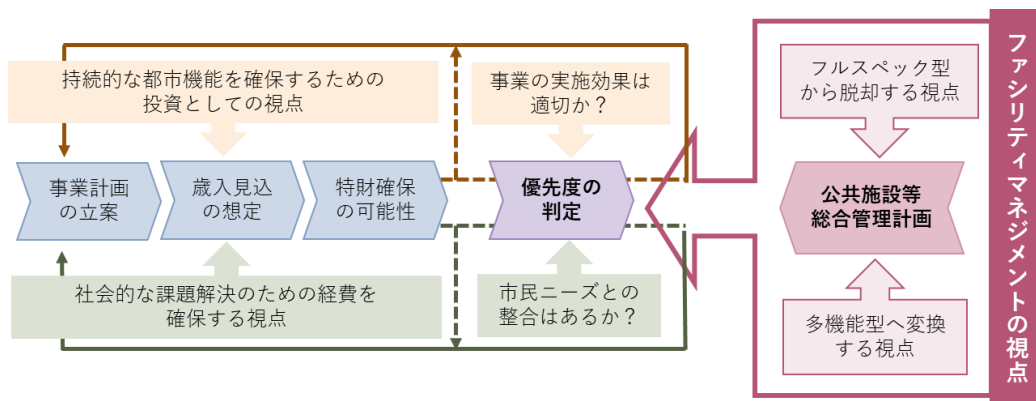
図2-10-4 実質公債費比率の推移



#### (5) 財政規律ガイドラインの運用ルール（査定基準）

「財政規律ガイドライン」の運用に際しては、事業を実施するうえで間接的に関わる経費も含めた全ての経費を対象とした「フルコストマネジメント\*<sup>21</sup>の思考」により、事業の“無理”、“無駄”、“矛盾”を精査したうえで実施を判断していきます。

図2-10-5 新財政規律ガイドラインの運用ルール



## 2-11 現状と課題に対する認識

「2-1 公共施設の保有状況」から「2-10 財政的視点の取組」においてまとめた現状と将来の見通しを踏まえ、現状・課題を次のとおり整理します。

### 課題1 公共施設等の老朽化

#### (1) 公共建築物

- ・ 築40年を超える老朽化した公共建築物が全体の約5割を占めており、更新時期の集中が予想されます。
- ・ 学校施設は、延床面積で全体の半数近くを占め、かつ最も老朽化が進んでいます。

#### (2) インフラ資産

- ・ 建設年が不明な施設が多く、老朽化が進み、更新時期の集中が予想されます。
- ・ 生活に必要なライフラインのため、サービスを縮小することができません。

### 課題2 人口構造及び公共施設等のあり方の変化

- ・ 総人口は、緩やかな減少傾向にあります。
- ・ 15～64歳の生産年齢人口は、今後も減少することが予想されます。
- ・ 高齢者の割合は、今後も増加することが予想されます。
- ・ 人口構造の変化を踏まえ、施設の配置やあり方の見直しが必要です。
- ・ 人口構造の変化や、新型コロナウイルス感染症拡大による市民ニーズ・生活様式の変化を踏まえ、サービスのあり方の見直しが必要です。
- ・ 立地適正化の観点から、人口減少社会に対応したコンパクトシティの実現を目指します。

### 課題3 厳しい財政状況

- ・ 生産年齢人口の減少により、今後は税収が減少することが予想されます。
- ・ 高齢者の増加により、今後も社会保障費が増大することが予想されます。
- ・ 施設の老朽化により、今後は公共施設の改修・更新に充てる費用が増大することが予想されます。
- ・ 公共施設等整備基金の活用により、積立額の減少が見込まれます。
- ・ 用途廃止済み施設が全体の約7%あり、売却・利活用の検討が必要です。

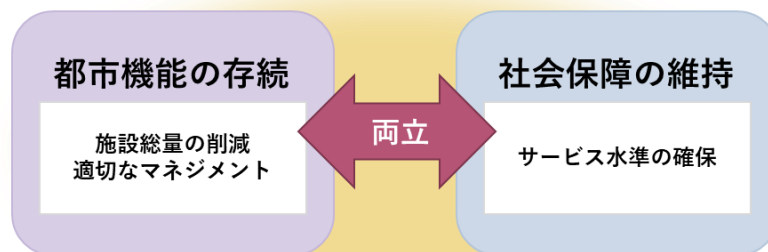
## 第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する方針

### 3-1 公共施設等の管理に関する目標及び基本方針

現状の公共建築物とインフラ資産の全てを現状のまま存続し、更に社会保障を始めとした現状のサービス水準を維持することは困難になることが予想されます。

本計画では、そうした課題に対応するため、公共施設等の総量を減らすことで必要経費の縮減を図る一方で、市民へのサービス水準を保つことを目標として、公共施設等の管理に関する基本方針を次のとおり定めます。

図3-1-1 公共施設等全体の基本方針



#### 基本方針1 公共施設等の長寿命化による、安全性の確保と財政負担の軽減

公共建築物、インフラ資産のどちらも老朽化が進んでいますが、全ての公共施設等を一齐に改修・更新することは不可能です。今すぐに改修・更新することができない公共施設等については、長寿命化を前提として、安全に使用できるよう、今あるものを丁寧に維持し、できるだけ長く使用できるよう、次のとおり取組を進めます。

##### (1) 長寿命化に関する取組方針

長寿命化計画を含む個別施設計画を策定している公共施設等については、個別施設計画に基づく維持管理等を行い、本計画に合わせて個別施設計画も継続的に見直します。今後新たに策定する個別施設計画については、本計画との整合性を図ります。長寿命化することで、公共施設等を長く使用し、財政負担の軽減を図ります。

##### (2) 点検・診断等に関する取組方針

公共施設等は、様々な部品・部材や設備機器等で構成されており、使い方や環境及び経年変化から生じる汚れ、損傷・劣化、老朽化の進行に伴い本来の機能が低下

していきます。それらを予防し、安全な公共施設等として、安心して快適に利用できるように、定期的な点検・診断等をするよう努めます。

### (3) 維持管理・修繕・更新等に関する取組方針

点検・診断等の結果から、計画的に適切な維持管理・修繕・更新等を行う、『予防保全』の考え方に基づいた取組を進めます。更新時には、従来の更新方法と併せて、PPP/PFI など民間活力等による手法の検討や、複合化の検討を行います。

### (4) 耐震化・安全確保に関する取組方針

保有する公共施設等について、市民が安心・安全に利用できるよう施設の適切な維持管理に努め、耐震対策の推進、防災機能の確保等により安全を確保します。特に、災害時に避難所として利用される場所については、非構造部材<sup>\*24</sup>の損傷や落下等による被害を防ぐため、非構造部材についても、耐震化を図っていきます。

危険性が高いと判断された公共施設等は、速やかに危険性の除去に努めますが、困難な場合は用途廃止を行い、解体を検討します。

## 基本方針 2 人口構造及び公共施設等のあり方の変化を踏まえた公共施設等の機能統合・集約化とサービス水準の維持

少子高齢化による人口構造の変化や、新型コロナウイルス感染症による市民ニーズ・生活様式の変化、社会を取り巻く状況の変化に対応し、適正な施設配置を行うことで、サービス水準を維持できるよう、次のとおり取組を進めます。

### (1) 機能集約・廃止に関する取組方針

原則、これ以上公共建築物の数量や延床面積を増やしません。更新時等には、利用状況や立地、市民ニーズ等のほか、まちづくりの視点から、機能集約・廃止の検討を含め、必要な機能について検討します。

### (2) 近隣市町との広域連携に関する取組方針

効果的かつ効率的に市民サービスを提供していくため、近隣自治体と広域連携して公共施設等を整備・運営することによる、サービスの向上や必要経費削減の可能性について、検討します。

### (3) 立地適正化計画に関する取組方針

公共施設等の更新の際には、施設の機能や設置経緯等を踏まえて、施設の設置場所

についても検討し、立地適正化計画に基づくコンパクトなまちづくりを推進していきます。

(4) ユニバーサルデザイン化に関する取組方針

公共施設等の改修、更新等を行う際には、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、市民ニーズや社会情勢を踏まえた、誰もが利用しやすい施設を目指します。

(5) 脱炭素化に関する取組方針

公共施設等の更新や改修の際には、脱炭素化の取組として、省エネルギーに配慮した機器や、再生可能エネルギー利用設備の導入等を検討します。

### 基本方針3 計画的な公共施設等の管理を実施する財源の確保

現状のままでは、公共施設等を適切に維持し、サービスを提供するための費用が大幅に不足することが予想されています。そこで、財源確保の観点から、次のとおり取組を進めていきます。

(1) 財政規律ガイドラインの運用に関する方針

引き続き、一般財源\*<sup>25</sup>の投資可能額を見極めて、『必要な時に用意する』から『いくらまで投資できるか』という観点で運用します。事業実施の際は、特定財源\*<sup>26</sup>の確保を含め、国等の財政措置を最大限活用するための検討を行います。

(2) 遊休資産の活用に関する取組方針

公共建築物の機能集約・廃止により新たに不要となった施設の売却・活用の検討を行います。また、遊休資産の範囲を明らかにし、売却を含めた利活用を検討する体制を構築します。

(3) 事業立案に関する取組方針

フルコストマネジメント\*<sup>27</sup>を導入し、事業効果を検証した上で事業立案を行います。その際、PPP／PFI優先的検討規程に基づき、PPP／PFI等、民間企業の提案による運営手法の導入を検討します。

### 3-2 公共建築物の更新可能な保有量について

先の基本方針の実現に向けて、投入可能な投資的経費から算出される更新可能な公共建築物の総量を更新可能な保有量とみなし、検討しました。なお、インフラ資産は縮減が適さないことから、削減対象からは除外します。

第2章で述べた通り、公共建築物の今後34年間の更新費用の平均約40億円、直近5年間の投資的経費の平均約31億円を比較すると、約9億円が不足することがわかっています。そのうち、引き続き利用していく公共建築物は、長寿命化していくことを前提としているため、今後34年間に必要となる更新費用は約35億円で、その差額は約4億円です。

今後、直近5年間の投資的経費の平均と同額を、公共建築物に投入できると仮定した場合、投資的経費の平均に対し不足額は約11%となります。この不足額を解消するためには、少なくとも現在保有している公共建築物の延床面積（用途廃止済み施設を除く）約31.7万㎡に対し、約11%にあたる約3.5万㎡は縮減していかなければなりません。

表3-2-1 更新可能な保有量の算出方法

長寿命化した場合の今後34年間の更新費用の年平均	a	約35億円
直近5年間の投資的経費の年平均	b	約31億円
財源不足額	$c = a - b$	約4億円
更新費用削減率	$d = c / a$	約11%

加えて、現在用途廃止済みとなった公共建築物の延床面積を約2.2万㎡保有しており、こちらも将来的に民間活力の導入等による利活用を検討しながら、削減しなければなりません。上述の約3.5万㎡と合わせた**約15%**を全体から除いた**約29万㎡**を、本市の財政状況等を踏まえた更新可能な保有量とし、取組を進めていく必要があります。

今後、人口減少・人口構造の変化が見込まれており、これまでどおりの投資的経費を維持していくことが困難であること、また今回の試算条件には人件費や運営費等が含まれていないことを考慮すると、延床面積の縮減だけではその費用を賄えない可能性があります。また、施設の性質によっては延床面積を縮減することができない施設も存在します。

そういった課題に対応するため、重点的に取り組む事項を次のとおりまとめました。



### 3-3 公共建築物に対する重点的な取組

---

#### (1) 機能集約・廃止等に関する取組

1つ建物を増やすときは、1つ以上建物を減らします。また、新たに建物を建設する場合、必要最小限の建物かつ、2つ以上の機能を複合的に組み合わせた多機能施設化を目指すことで、これ以上建物を増やしません。

既存の建物については、必要な機能を優先し、市民ニーズが低い施設機能は廃止もしくは縮小を検討します。また、整備・運営にあたっては、その全てを市が担うことにとらわれず、保有する施設規模の適正化を図ります。

#### (2) 遊休資産の活用の検討

遊休資産は、保有しているだけでは恒常的に維持管理費が必要となることから、維持管理費を削減するという観点と、売払い収入や貸付収入、固定資産税といった新たな財源を確保するという観点から、有効活用をする必要があります。

現在本市は、小中学校の適正規模・適正配置に伴い閉校となった小学校をはじめとした用途廃止済み施設を約 2.2 万㎡保有し、その利活用方法について検討していますが、この他にも、遊休資産を保有しています。

今後、そういった資産を活用していくため、まずはその資産を取得した目的や、利用状況などの基本的な情報を整理し、売却や貸付など利活用が可能となる資産を抽出する必要があります。

また、遊休資産を管理している部署は全庁にわたっており、活用にあたってはその検討や意思決定、役割分担を全庁的に行う必要があるため、後述の公共施設等総合管理計画推進本部会議で検討を進めます。

なお、遊休資産の売却益については、原則、公共施設等整備基金へ積み立て、公共施設の改修・更新等に活用します。

#### (3) 菱野団地における公立学校の適正規模・適正配置と学校跡地利活用の推進

少子化に伴い学校の小規模化が進み、人間関係の固定化や教員数の減少による教育環境の変化や学校行事の制約など、学校運営に影響を及ぼす可能性のあるソフト面の課題と、建築年数が 50 年を越え、老朽化が進む学校施設に対するハード面の課題を解決し、児童生徒が適切な教育環境で学校生活が送れるよう、適正規模・適正配置を進めます。

また学校跡地については、菱野団地再生計画に基づき、地域の実情やまちづくりの観点から「若い世代に住みたいと選ばれる団地づくり」に向けたまちづくりの推進との整合性を図ります。

### 3-4 全庁的な取組体制の構築や PDCA サイクルの推進に係る方針

---

#### (1) 全庁的な取組体制の構築

本市では、本計画の総合的かつ効果的な推進に必要な調査及び検討を行うに当たり、平成 28 年 4 月に「公共施設等総合管理計画推進本部会議」を、更に令和 2 年度には「公共施設等総合管理計画推進本部調整部会」を設置することで、公共施設マネジメントについてより具体的な協議を行っています。

また平成 31 年度より公共施設等総合管理計画の推進を目的とする「公共施設マネジメント係」を創設し、本計画のアクションプランである中期事業計画の策定を行う中で、施設の情報を管理・集約するとともに、財政面からの進行状況の管理を行うことによる、全庁的な推進体制を構築しています。

各施設所管課においては、所管する公共施設等の適切な維持管理を進め、必要に応じて個別施設計画の策定・改訂を行っています。

#### (2) PDCA サイクルの推進に係る方針

本計画では、公共施設等の総合管理計画の事業実施に関する段階ごとの整理を、毎年立案している中期事業計画（向こう 3 か年分の実施計画）の中で、PDCA サイクルに沿って進捗管理を行います。

その際には、削減目標の達成状況を確認しながら、市全体の財政支出の優先順位や、施策の重要度などから優先順位をつけ、事業を実施していきます。

## 第4章 施設分類ごとの基本方針

### 4-1 学校施設の基本方針

第3章で述べた基本方針に基づき、現状を踏まえ、施設類型ごとの基本方針を記載します。

#### (1) 学校施設

施設名称	延床面積	耐震性
陶原小学校	6,244 m <sup>2</sup>	○
效範小学校	6,410 m <sup>2</sup>	○
水野小学校	5,078 m <sup>2</sup>	○
水南小学校	5,307 m <sup>2</sup>	○
幡山東小学校	5,235 m <sup>2</sup>	○
幡山西小学校	5,620 m <sup>2</sup>	○
下品野小学校	5,051 m <sup>2</sup>	○
品野台小学校	5,642 m <sup>2</sup>	○
掛川小学校	2,480 m <sup>2</sup>	○
長根小学校	5,124 m <sup>2</sup>	○
原山小学校	6,365 m <sup>2</sup>	○
東山小学校	6,135 m <sup>2</sup>	○
萩山小学校	5,362 m <sup>2</sup>	○
八幡小学校	5,880 m <sup>2</sup>	○
西陵小学校	5,718 m <sup>2</sup>	○
水無瀬中学校	8,524 m <sup>2</sup>	○
南山中学校	9,578 m <sup>2</sup>	○
幡山中学校	8,810 m <sup>2</sup>	○
品野中学校	7,404 m <sup>2</sup>	○
光陵中学校	10,575 m <sup>2</sup>	○
水野中学校	6,857 m <sup>2</sup>	○
にじの丘学園	15,650 m <sup>2</sup>	○
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「瀬戸市学校施設の個別計画」に基づき、適正規模・適正配置を推進しながら、学校施設の安心・安全対策や長寿命化対策を実施します。</li> <li>➤ 長期修繕計画*<sup>28</sup>に基づき、適切に施設のメンテナンスを行います。</li> </ul>	

(2) 学校施設（給食センター）

施設名称	延床面積	耐震性
給食センター	1,630 m <sup>2</sup>	○
基本方針	<ul style="list-style-type: none"><li>● 小中学校の適正規模・適正配置を踏まえ、将来の給食センターのあり方について検討します。</li><li>➤ 長期修繕計画に基づき、適切に施設のメンテナンスを行います。</li></ul>	

※基本方針の「●」は中長期的な視点を、「➤」は短期的な視点を示しています。

※耐震性の「○」は新耐震基準での耐震性が確保されている施設、「▲」は一部または全ての棟に耐震性が確保されていない施設、空白は未調査です。

## 4-2 保育施設の基本方針

### (1) 保育施設

施設名称	運営	延床面積	耐震性
古瀬戸保育園	公	666 m <sup>2</sup>	○
赤津保育園(休園)	一	787 m <sup>2</sup>	○
東保育園	民	869 m <sup>2</sup>	○
西保育園	公	796 m <sup>2</sup>	○
幡山保育園	民	532 m <sup>2</sup>	○
アートチャイルドケア瀬戸南山保育園	民	1,000 m <sup>2</sup>	○
こうはん保育園	民	679 m <sup>2</sup>	○
水南保育園	公	516 m <sup>2</sup>	○
水北保育園	公	922 m <sup>2</sup>	○
品野西保育園	公	959 m <sup>2</sup>	○
南保育園	公	897 m <sup>2</sup>	○
アートチャイルドケア幡山西保育園	民	1,166 m <sup>2</sup>	○
幡山南保育園	公	691 m <sup>2</sup>	○
幡山東保育園	公	908 m <sup>2</sup>	○
原山保育園	公	670 m <sup>2</sup>	○
八幡保育園	公	844 m <sup>2</sup>	○
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公設民営園は、運営実績を考慮しつつ民営化も視野に入れ検討します。</li> <li>➤ 長期修繕計画に基づき、適切に施設のメンテナンスを行います。</li> <li>➤ 将来の市内各地域の人口動態を踏まえた保育園のあり方について検討します。</li> </ul>		

※基本方針の「●」は中長期的な視点を、「➤」は短期的な視点を示しています。

※耐震性の「○」は新耐震基準での耐震性が確保されている施設、「▲」は一部または全ての棟に耐震性が確保されていない施設、空白は未調査です。

### 4-3 生涯学習施設の基本方針

#### (1) 生涯学習施設（公民館、地域交流センター）

施設名称	延床面積	耐震性
陶原公民館	620 m <sup>2</sup>	○
深川公民館	402 m <sup>2</sup>	○
東明公民館	426 m <sup>2</sup>	○
古瀬戸公民館	412 m <sup>2</sup>	○
祖母懐公民館	729 m <sup>2</sup>	○
長根公民館	685 m <sup>2</sup>	○
效範公民館	708 m <sup>2</sup>	○
水南公民館	409 m <sup>2</sup>	○
掛川公民館	152 m <sup>2</sup>	○
幡山公民館	428 m <sup>2</sup>	○
山口公民館	806 m <sup>2</sup>	○
原山公民館	404 m <sup>2</sup>	○
萩山公民館	409 m <sup>2</sup>	○
八幡公民館	404 m <sup>2</sup>	○
品野台地域交流センター	835 m <sup>2</sup>	○
道泉地域交流センター	620 m <sup>2</sup>	○
西陵地域交流センター	870 m <sup>2</sup>	○
水野地域交流センター	660 m <sup>2</sup>	○
新郷地域交流センター	792 m <sup>2</sup>	○
下品野地域交流センター	771 m <sup>2</sup>	○
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 施設の更新時までには、他施設との機能集約を検討します。</li> <li>➤ 長期修繕計画に基づき、適切に施設のメンテナンスを行います。</li> </ul>	

## (2) 生涯学習施設（集会所）

施設名称	延床面積	耐震性
余床町民会館	33 m <sup>2</sup>	○
曾野町民会館	151 m <sup>2</sup>	○
鹿乗町民会館	119 m <sup>2</sup>	○
白岩町民会館	111 m <sup>2</sup>	○
片草町民会館	103 m <sup>2</sup>	○
上半田川町民会館	151 m <sup>2</sup>	○
下半田川町民会館	316 m <sup>2</sup>	○
定光寺町民会館	161 m <sup>2</sup>	○
三国高原集会所	99 m <sup>2</sup>	○
西十三塚集会所	46 m <sup>2</sup>	▲
五位塚集会所 1	149 m <sup>2</sup>	▲
五位塚集会所 2	145 m <sup>2</sup>	○
万徳集会所	149 m <sup>2</sup>	○
塩草町集会所	149 m <sup>2</sup>	○
窯元集会所	116 m <sup>2</sup>	○
東一里塚集会所	155 m <sup>2</sup>	○
春雨町集会所	146 m <sup>2</sup>	○
萩殿町集会所	179 m <sup>2</sup>	○
汗干集会所	150 m <sup>2</sup>	○
北山集会所	142 m <sup>2</sup>	○
北松山集会所	146 m <sup>2</sup>	○
上松山集会所	95 m <sup>2</sup>	▲
品野 1 丁目 3 丁目集会所	151 m <sup>2</sup>	▲
上品野集会所 1	213 m <sup>2</sup>	▲
上品野集会所 2	53 m <sup>2</sup>	▲
サンヒル上之山集会所	211 m <sup>2</sup>	○
赤重集会所	175 m <sup>2</sup>	○
ふじの台集会所	146 m <sup>2</sup>	○
ガーデンヒルズ瀬戸東山集会所	120 m <sup>2</sup>	○
みずの坂集会所	102 m <sup>2</sup>	○
東松山町東集会所	120 m <sup>2</sup>	○
緑町・白山町集会所	99 m <sup>2</sup>	○
穴田企業団地集会所	157 m <sup>2</sup>	▲

サンヒル上之山南集会所	132 m <sup>2</sup>	○
水無瀬会館	164 m <sup>2</sup>	○
北丘みどり会館	176 m <sup>2</sup>	○
中品野会館	178 m <sup>2</sup>	○
本地会館	286 m <sup>2</sup>	○
新太子会館	274 m <sup>2</sup>	○
西部コミュニティーセンター	272 m <sup>2</sup>	▲
長根ふれあいセンター”連”	561 m <sup>2</sup>	○
下品野ふれあい会館（作業所）	67 m <sup>2</sup>	○
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地元自治会・町内会と、建物の所有を含め、移管・廃止について検討します。</li> <li>➤ 日常の維持修繕は地元自治会・町内会で実施し、維持に努めます。</li> </ul>	

### （３）生涯学習施設（図書館）

施設名称	延床面積	耐震性
図書館	1,509 m <sup>2</sup>	○
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「瀬戸市図書館利活用計画」に基づき、長寿命化工事を行います。</li> <li>➤ 長寿命化工事までは、適切に施設のメンテナンスを行います。</li> </ul>	

### （４）生涯学習施設（パーティセと）

施設名称	延床面積	耐震性
パーティセと（市民交流センター）	6,291 m <sup>2</sup>	○
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 指定管理者の運営の中で、適切に管理し、長寿命化に努めます。</li> <li>➤ 長期修繕計画に基づき、適切に施設のメンテナンスを行います。</li> </ul>	

※基本方針の「●」は中長期的な視点を、「➤」は短期的な視点を示しています。

※耐震性の「○」は新耐震基準での耐震性が確保されている施設、「▲」は一部または全ての棟に耐震性が確保されていない施設、空白は未調査です。



#### 4-4 文化施設の基本方針

##### (1) 文化施設（産業振興施設①）

施設名称	延床面積	耐震性
道の駅 瀬戸しなの	654 m <sup>2</sup>	○
デジタルリサーチパークセンター	1,700 m <sup>2</sup>	○
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 指定管理者の運営の中で、施設のメンテナンスを行います。</li> <li>➤ 民間活力のより効果的な活用を検討します。</li> <li>➤ 長期修繕計画に基づき、適切に施設のメンテナンスを行います。</li> </ul>	

##### (2) 文化施設（産業振興施設②）

施設名称	延床面積	耐震性
せとまちツクリテセンター	78 m <sup>2</sup>	○
宮前地下商店街店舗等	170 m <sup>2</sup>	▲
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 施設の更新時まで、民間活力の導入を検討します。</li> <li>➤ 適切に施設のメンテナンスを行います。</li> <li>➤ せとまちツクリテセンターについては、必要な機能を精査した上で、機能集約を検討します。</li> </ul>	

##### (3) 文化施設（産業振興施設③）

施設名称	延床面積	耐震性
旧産総研中部センター	3,962 m <sup>2</sup>	○
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 用途廃止し、民間活力の導入を検討します。</li> </ul>	

##### (4) 文化施設（文化施設①）

施設名称	延床面積	耐震性
旧山繁商店	1,155 m <sup>2</sup>	
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 民間活力を導入し、施設の活用を図ります。</li> <li>➤ 適切に施設のメンテナンスを行います。</li> </ul>	

(5) 文化施設（文化施設②）

施設名称		延床面積	耐震性
染付工芸館		397 m <sup>2</sup>	○
新世紀工芸館		1,169 m <sup>2</sup>	○
ノベルティ・こども創造館		2,666 m <sup>2</sup>	▲
無風庵		90 m <sup>2</sup>	○
北川民次記念館		210 m <sup>2</sup>	
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 施設の更新時まで、施設のあり方を検討します。</li> <li>➤ 必要な機能を精査した上で、機能集約を検討します。</li> </ul>		

(6) 文化施設（文化施設③）

施設名称		延床面積	耐震性
窯垣の小径	ギャラリー	198 m <sup>2</sup>	○
	資料館	203 m <sup>2</sup>	○
洞 窯跡の杜		19 m <sup>2</sup>	○
小長曾陶器窯跡上屋		133 m <sup>2</sup>	○
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 適切に施設のメンテナンスを行います。</li> </ul>		

(7) 文化施設（文化施設④）

施設名称		延床面積	耐震性
愛環鉄道高架下文化財収蔵庫		268 m <sup>2</sup>	○
暫定埋蔵文化財収蔵施設		773 m <sup>2</sup>	○
歴史民俗資料館		871 m <sup>2</sup>	▲
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 収蔵物の内容を精査し、集約を検討します。</li> </ul>		

(8) 文化施設（文化センター、瀬戸蔵）

施設名称		延床面積	耐震性
文化センター		11,272 m <sup>2</sup>	○
瀬戸蔵		16,294 m <sup>2</sup>	○
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 指定管理者の運営の中で、適切に管理し、長寿命化に努めます。</li> <li>● 現状の施設利用状況を踏まえ、より効果的な活用方法を検討します。</li> <li>➤ 長期修繕計画に基づき、適切に施設のメンテナンスを行います。</li> </ul>		

(9) 文化施設（レクリエーション施設①）

施設名称	延床面積	耐震性
北スポーツ施設	77 m <sup>2</sup>	○
定光寺野外活動センター	2,342 m <sup>2</sup>	○
市民公園（スポーツ施設）	10,017 m <sup>2</sup>	○
八幡池魚つり場	23 m <sup>2</sup>	
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 指定管理者等の運営の中で、適切に管理し、長寿命化に努めます。</li> <li>➤ 長寿命化計画等に基づき、適切に施設のメンテナンスを行います。</li> </ul>	

(10) 文化施設（レクリエーション施設②）

施設名称	延床面積	耐震性
自然児童遊園（ねむの森）	23 m <sup>2</sup>	▲
定光寺公園	240 m <sup>2</sup>	○
岩屋堂公園	258 m <sup>2</sup>	
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 施設の更新時まで、施設のあり方を検討します。</li> <li>➤ 適切に施設のメンテナンスを行います。</li> </ul>	

※基本方針の「●」は中長期的な視点を、「➤」は短期的な視点を示しています。

※耐震性の「○」は新耐震基準での耐震性が確保されている施設、「▲」は一部または全ての棟に耐震性が確保されていない施設、空白は未調査です。

## 4-5 福祉施設の基本方針

### (1) 福祉施設（高齢者福祉施設①）

施設名称		延床面積	耐震性
高齢者生きがい活動施設（シルバー人材センター）		582 m <sup>2</sup>	○
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 施設更新時には、立地を含め施設のあり方を検討します。</li> <li>➤ 長期修繕計画に基づき、適切に施設のメンテナンスを行います。</li> </ul>		

### (2) 福祉施設（高齢者福祉施設②）

施設名称		延床面積	耐震性
水野在宅福祉センター		915 m <sup>2</sup>	○
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 指定管理者の運営の中で、適切に管理し、長寿命化に努めます。</li> <li>● 指定管理者更新の際には、民間への譲渡を検討します。</li> <li>➤ 長期修繕計画に基づき、適切に施設のメンテナンスを行います。</li> </ul>		

### (3) 福祉施設（児童福祉施設①）

施設名称		延床面積	耐震性
せとっ子ファミリー交流館		820 m <sup>2</sup>	○
発達支援室（旧 深川保育園）		825 m <sup>2</sup>	○
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 立地条件を考慮し、機能を集約します。</li> <li>➤ 他施設との機能集約を基本に、検討します。</li> </ul>		

### (4) 福祉施設（児童福祉施設②）

施設名称		延床面積	耐震性
のぞみ学園		698 m <sup>2</sup>	○
交通児童館（交通児童遊園内）		247 m <sup>2</sup>	○
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 施設更新時には、立地を含め施設のあり方を検討します。</li> <li>➤ 長期修繕計画に基づき、適切に施設のメンテナンスを行います。</li> </ul>		

### (5) 福祉施設（保健施設①）

施設名称		延床面積	耐震性
福祉保健センター（やすらぎ会館）		5,503 m <sup>2</sup>	○
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 指定管理者の運営の中で、適切に管理し、長寿命化に努めます。</li> <li>➤ 現状の施設利用状況を踏まえ、他機能との集約を検討します。</li> <li>➤ 長期修繕計画に基づき、適切に施設のメンテナンスを行います。</li> </ul>		

(6) 福祉施設（保健施設②）

施設名称		延床面積	耐震性
瀬戸旭休日急病診療所		312 m <sup>2</sup>	○
基本方針	<ul style="list-style-type: none"><li>● 指定管理者の運営の中で、適切に管理し、長寿命化に努めます。</li><li>➤ 長期修繕計画に基づき、適切に施設のメンテナンスを行います。</li></ul>		

※基本方針の「●」は中長期的な視点を、「➤」は短期的な視点を示しています。

※耐震性の「○」は新耐震基準での耐震性が確保されている施設、「▲」は一部または全ての棟に耐震性が確保されていない施設、空白は未調査です。

## 4 - 6 公営住宅施設の基本方針

### (1) 公営住宅施設（市営住宅）

施設名称	延床面積	耐震性
市営赤津住宅	831 m <sup>2</sup>	▲
市営十軒家住宅	4,186 m <sup>2</sup>	○
市営八床住宅	138 m <sup>2</sup>	▲
市営東山住宅	70 m <sup>2</sup>	▲
市営広之田住宅	1,066 m <sup>2</sup>	▲
市営森屋敷住宅	181 m <sup>2</sup>	▲
市営井山住宅	1,568 m <sup>2</sup>	▲
市営水無瀬住宅	188 m <sup>2</sup>	▲
市営南山住宅	493 m <sup>2</sup>	▲
市営山口住宅	571 m <sup>2</sup>	▲
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 代替機能（県営住宅）が担保されており、十軒家住宅以外は建築後50年を経過しているため、入居者が退去し次第、順次施設を廃止します。</li> <li>➤ 施設の廃止に向け、入居者と退去に関する調整を進めます。</li> <li>➤ 十軒家住宅は、「瀬戸市市営住宅長寿命化計画」に基づき、長寿命化を図ります。</li> </ul>	

※基本方針の「●」は中長期的な視点を、「➤」は短期的な視点を示しています。

※耐震性の「○」は新耐震基準での耐震性が確保されている施設、「▲」は一部または全ての棟に耐震性が確保されていない施設、空白は未調査です。

## 4-7 行政施設の基本方針

### (1) 行政施設（市役所）

施設名称		延床面積	耐震性
市役所本庁舎		13,630 m <sup>2</sup>	○
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民サービスの提供の場として、適切に管理し、長寿命化に努めます。</li> <li>➤ 災害時の防災拠点としての機能を維持するために、適切に施設のメンテナンスを行います。</li> </ul>		

### (2) 行政施設（支所）

施設名称		延床面積	耐震性
水野支所		109 m <sup>2</sup>	○
幡山支所		152 m <sup>2</sup>	○
品野支所		87 m <sup>2</sup>	○
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 施設の更新時には、他施設との複合的な機能を有した施設を検討します。</li> <li>➤ 適切に施設のメンテナンスを行いながら、機能集約の計画を立案します。</li> </ul>		

### (3) 行政施設（消防署）

施設名称		延床面積	耐震性
消防本部・消防署		1,984 m <sup>2</sup>	○
消防署東分署		1,069 m <sup>2</sup>	○
消防署南分署		600 m <sup>2</sup>	○
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 消防分署については、適切に管理し、長寿命化に努めます。</li> <li>➤ 消防分署については、長期修繕計画に基づき、適切に施設のメンテナンスを行います。</li> <li>➤ 消防本部・消防署については、建替移転に向けた計画を作成し、建替移転までは、適切に施設のメンテナンスを行います。</li> </ul>		

(4) 行政施設（消防団分団詰所）

施設名称	延床面積	耐震性
道泉分団詰所	177 m <sup>2</sup>	○
深川分団詰所	150 m <sup>2</sup>	○
古瀬戸分団詰所	75 m <sup>2</sup>	○
東明分団詰所	145 m <sup>2</sup>	○
祖母懐分団詰所	152 m <sup>2</sup>	○
陶原分団詰所	99 m <sup>2</sup>	○
效範分団詰所	151 m <sup>2</sup>	○
水南分団詰所	98 m <sup>2</sup>	○
水野分団詰所	105 m <sup>2</sup>	○
下品野分団詰所	152 m <sup>2</sup>	○
品野台分団詰所	108 m <sup>2</sup>	○
幡山分団詰所	73 m <sup>2</sup>	○
山口分団詰所	222 m <sup>2</sup>	○
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 施設の更新時には、他施設との複合的な機能を有した施設を検討します。</li> <li>➤ 適切に施設のメンテナンスを行いながら、機能集約の計画を立案します。</li> </ul>	

※基本方針の「●」は中長期的な視点を、「➤」は短期的な視点を示しています。

※耐震性の「○」は新耐震基準での耐震性が確保されている施設、「▲」は一部または全ての棟に耐震性が確保されていない施設、空白は未調査です。



#### 4-8 プラント系施設の基本方針

##### (1) 上水道施設

施設名称	種類	延床面積	耐震性
蛇ヶ洞浄水場	浄水施設（ろ過池等）		▲
	管理棟	684 m <sup>2</sup>	○
蛇ヶ洞取水場	取水施設（取水塔等）		▲
	電気室	72 m <sup>2</sup>	○
馬ヶ城浄水場	浄水施設（ろ過池等）		▲
	管理棟	145 m <sup>2</sup>	▲
穴田配水場	配水施設（配水池）		○
	管理棟、電気室	471 m <sup>2</sup>	▲
南山口配水場	配水施設（配水池）		▲
	電気室	13 m <sup>2</sup>	▲
菱野団地低区配水場	配水施設（配水池）		▲
菱野団地高区配水場	配水施設（配水池）		○
菱野団地高架配水場	配水施設（配水池）		○
針原配水場	配水施設（配水池）		○
	電気室	94 m <sup>2</sup>	▲
若宮配水場	配水施設（配水池）		○
	電気室	5 m <sup>2</sup>	▲
権現山配水場	配水施設（配水池）		○
山路配水場	配水施設（配水池）		○
白岩配水場	配水施設（配水池）		○
	ポンプ室	35 m <sup>2</sup>	○
片草配水場	配水施設（配水池）		○
上半田川配水場	配水施設（配水池）		▲
鹿乗配水場	配水施設（配水池）		○
詞堂山配水場	配水施設（配水池）		○
下半田川配水場	配水施設（配水池）		○
サンヒル上之山高架配水場	配水施設（配水池）		▲
菱野団地ポンプ場	送水施設（受水池）		○
	管理棟	188 m <sup>2</sup>	○

サンヒル上之山ポンプ場	送水施設（受水池）		▲
	管理棟	165 m <sup>2</sup>	○
一ノ瀬ポンプ場	送水施設（受水池）		○
	ポンプ室	35 m <sup>2</sup>	○
上品野ポンプ場	送水施設（受水池）		▲
	ポンプ室	25 m <sup>2</sup>	○
山路ポンプ場	送水施設（受水池）		○
	ポンプ室	24 m <sup>2</sup>	○
内田ポンプ場	送水施設（受水池）		○
	ポンプ室	19 m <sup>2</sup>	○
岩屋堂ポンプ場	送水施設（受水池）		▲
	ポンプ室	8 m <sup>2</sup>	▲
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 経営戦略に基づき、人口減少などによる将来の水需要の減少傾向を踏まえ、施設の統廃合やダウンサイジング*29を検討し、計画的に施設の修繕や更新を行います。</li> <li>➤ 管路施設は、布設年度が古く、耐震性が低い管路を耐震管に更新します。配水池から重要給水施設までの管路において、老朽管を耐震管に更新します。</li> <li>➤ 管路以外の施設は、自己水源と県水の最適な比率を勘案したうえで、老朽化が進む施設の安全性や効率性を考慮して、将来も必要な施設の配置計画を策定します。</li> <li>➤ 水管橋は露出しており埋設管路に比べて劣化が激しいため、管路の更新計画とは別で計画的に修繕や更新を行います。</li> </ul>		

(2) 下水道施設

施設名称		延床面積	耐震性
西部浄化センター		14,457 m <sup>2</sup>	○
水野浄化センター		6,769 m <sup>2</sup>	▲
水野中継ポンプ場 (休止中)		130 m <sup>2</sup>	
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 将来の需要を把握し、合併処理浄化槽の対象区域拡大を念頭に、下水道計画区域の見直しを検討します。</li> <li>➤ 下水道ストックマネジメント計画に基づき、適切に施設のメンテナンスを行います。</li> </ul>		

(3) プラント系施設 (資源リサイクルセンター)

施設名称		延床面積	耐震性
資源リサイクルセンター		522 m <sup>2</sup>	
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 建物の借用要件や、より利便性の高いサービスの提供のあり方を踏まえ、機能集約を検討します。</li> <li>➤ 長期修繕計画に基づき、適切に施設のメンテナンスを行います。</li> </ul>		

(4) プラント系施設 (クリーンセンター)

施設名称		延床面積	耐震性
クリーンセンター		4,223 m <sup>2</sup>	○
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「瀬戸市クリーンセンター長寿命化総合計画」に基づき、長寿命化工事を行い、現状機能を維持します。</li> </ul>		

(5) プラント系施設 (斎苑)

施設名称		延床面積	耐震性
斎苑 (火葬場・斎場)		2,686 m <sup>2</sup>	○
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 長寿命化計画を策定し、長寿命化工事を行い、現状機能を維持します。</li> </ul>		

※基本方針の「●」は中長期的な視点を、「➤」は短期的な視点を示しています。

※耐震性の「○」は新耐震基準での耐震性が確保されている施設、「▲」は一部または全ての棟に耐震性が確保されていない施設、空白は未調査です。

#### 4-9 インフラ資産の基本方針と対策の優先順位

第3章で述べた基本方針及び各インフラ資産の個別施設計画に基づき、基本方針とその対策の対象となる施設を記載します。

##### (1) 道路の基本方針

基本 方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「舗装の個別施設計画」に基づき、優先順位の高い道路から補修を進めます。</li> <li>➤ 路面性状調査*30の診断結果を踏まえた適切な措置を行うことで、道路舗装の長寿命化や舗装の維持修繕に関するライフサイクルコストの縮減を目指します。</li> </ul>
----------	---

路線番号	路線名称	226	227	229	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	1012	1020	2024	3004	3005	3010	3014	3022	3035	3074	4033	4037	4038	4064	4065	4075	4104	4108	5028	5030	5033	5075	6003	6004	6007	6018	6026	6029	6032	6037	6040	6043	6052	6073	7021	7048	7052	7073	7076	7087	7088	7089	8029	8079	8087	8134	8148	8151	8164	8175	8177	8187	8188	8189	8219	8220	8257	9010	9012	9019	9020	9084	9094	9096	9147	10024	10025	10090	10091	10092	10117	10118	10119	10122	10139	10140	10146	10150	10153	10178	10185	10192	10193	10205	10232	11103	11109	11150	11171	11178	11179	11180	12016	12037	12053	12107	12108	12109	12110	12117	12125	12127	12197	12216	12220	12221	12243	12248	12252	12275	12280	12286	12291	12296	12311	12312	12327	12352	12376	12380	12382	12395	12421	12423	12424	12467	12468	20001	20021	20022	20023	20027	20035	20054	20058	20068	21001	21002	21003	21005	21007	21022	21025	21028	22001	22002	22003	22004	22005	22006	22007	22015	23001	23002	23003	23005	23006	23007	23008
101	下半田川9号線	226 深川穴田線①	227 奥洞線	229 陶原川端線①	231 新郷共栄線	232 赤津山口線①	233 松ヶ丘西山線	234 中水野駅前線	235 本郷7号線①	236 十軒ききょう台線	237 ひまわり山手1号線	238 松山東山線①	239 共栄寺山線①	240 孫田汗干線	241 今池汗干線	242 吉田橋進陶線	243 企業団地線①	244 川西狩宿線	245 上之山団地線	246 根ノ鼻公園境橋線	247 本郷3号線	248 山路海上線①	249 屋戸海上線	1012 奥安戸1号線	1020 黒神橋東安戸線	2024 深川線	3004 五位塚台4号線	3005 五位塚台5号線	3010 五位塚台10号線	3014 五位塚台14号線	3022 五位塚台22号線	3035 五位塚紺屋田線	3074 紺屋田品野線	4033 東明門前線	4037 新明4号線	4038 惣作線	4064 八王子1号線	4065 新明鐘場1号線	4075 塩草2号線	4104 塩草30号線	4108 塩草34号線	5028 祖母懐1号線	5030 上ノ切萩殿線	5033 寺本祖母懐線	5075 塩塚線	6003 西蔵所西本町線	6004 西本町南橋線	6007 銀杏木線	6018 幸西次線	6026 陶原1号線	6029 陶原4号線	6032 陶原7号線	6037 陶原12号線	6040 陶原15号線	6043 陶原熊野1号線	6052 共栄東吉田線	6073 水無瀬新郷線①	7021 見付1号線	7048 城屋敷線	7052 市場3号線	7073 東長根城ヶ根線	7076 東長根瘤木線	7087 美濃池2号線	7088 美濃池3号線	7089 美濃池4号線	8029 北山共栄線	8079 南山11号線	8087 根ノ鼻公園南山線	8134 田端放範線	8148 川西1号線	8151 川西4号線	8164 東横山川端線	8175 山手十軒線	8177 南山19号線	8187 やまて坂1号線	8188 やまて坂2号線	8189 やまて坂3号線	8219 南山23号線	8220 松ヶ丘住宅線	8257 山手21号線	9010 北松山10号線	9012 北松山12号線	9019 北松山19号線	9020 西松山1号線	9084 東横山1号線	9094 東横山11号線	9096 駅前東横山線	9147 市役所駅前線	10024 笹坪橋八幡線	10025 建場線	10090 企業団地1号線	10091 企業団地2号線	10092 企業団地3号線	10117 上本町線	10118 準工団地1号線	10119 準工団地2号線	10122 眺2号線	10139 眺西2号線	10140 眺西3号線	10146 内田13号線	10150 本郷6号線	10153 本郷9号線	10178 日の出2号線	10185 本郷38号線	10192 海老弦線	10193 本郷43号線	10205 本郷55号線	10232 みずの坂9号線	11103 品野22号線	11109 品野28号線	11150 広之田上品野線	11171 上品野10号線	11178 品野西線	11179 下品野線	11180 下品野1号線	12016 新郷幡野線	12037 幡野21号線	12053 西原9号線	12107 幡野福元線	12108 赤重幡野線	12109 緑町白山1号線	12110 緑町白山2号線	12117 緑町6号線	12125 白山1号線	12127 白山3号線	12197 西脇新田線	12216 福元2号線	12220 菱野中線	12221 瀬戸口幡山1号線	12243 東米泉2号線	12248 東米泉7号線	12252 瀬戸口白山線	12275 大坂5号線	12280 石田田中1号線①	12286 大坂池田1号線	12291 矢形3号線	12296 矢形柳ヶ坪3号線	12311 田中岩宮線	12312 山口大坪線	12327 聖雲線	12352 大坪2号線	12376 吉野3号線	12380 瀬戸口5号線	12382 東赤重20号線	12395 上之山団地7号線	12421 屋戸2号線	12423 吉野八草線	12424 東本地高根線①	12467 菱野7号線	12468 上之山団地13号線	20001 すみれ台1号線	20021 水野団地1号線	20022 水野団地2号線	20023 水野団地3号線	20027 ききょう台4号線	20035 ひまわり台7号線	20054 さつき台10号線	20058 さつき台14号線	20068 ききょう台6号線	21001 原山台1号線①	21002 原山台2号線	21003 原山台3号線	21005 原山台5号線	21007 原山台4号線	21022 菱野台1号線	21025 菱野台4号線	21028 菱野台7号線	22001 萩山台1号線	22002 萩山台2号線	22003 萩山台3号線	22004 萩山台4号線	22005 萩山台5号線	22006 萩山台6号線	22007 萩山台7号線	22015 萩山台15号線	23001 八幡台1号線	23002 八幡台2号線	23003 八幡台3号線	23005 八幡台5号線	23006 八幡台6号線	23007 八幡台7号線	23008 八幡台7号線

(2) 橋りょうの基本方針

基本 方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「瀬戸市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、優先順位の高い橋りょうから補修を進めます。</li> <li>● 国交省より示される「道路橋定期点検要領」及び「橋りょう定期点検要領」に基づき、5年に1度の定期点検と診断を実施します。</li> <li>➤ 定期点検結果に基づき、修繕実施プログラムを更新、適切に修繕を行います。</li> </ul>
----------	---

番号	橋梁名	C012	吉田橋	E029	掛下橋	F055	無名橋18	F127	無名橋49	F187	南上之山橋
A001	会津橋	C013	不老橋	E030	惣作橋	F056	無名橋19	F128	無名橋50	F188	上之山橋
A002	鳥原橋	C014	本郷橋	E034	川端歩道橋	F057	無名橋20	F129	上品野橋	F189	西上之山橋
A003	水野中橋	D001	沓掛橋	E035	井戸金橋	F058	無名橋21	F130	無名橋51	F190	南業師橋
A004	山畑大橋	D002	宮前2号橋	E036	赤津里橋	F060	無名橋22	F131	無名橋52	F191	長洞橋
A005	小田妻1号橋	D003	観音橋	E038	陶原歩道橋	F061	無名橋23	F132	西金地橋	F192	屋戸小橋
A006	宮前橋	D004	観音小橋	E039	天白歩道橋	F062	無名橋24	F133	北山橋	F193	小田妻橋
A007	十三橋	D005	樋ヶ沢橋	E040	瀬戸記念橋	F063	無名橋25	F134	無名橋53	F194	すみれ3号橋
A008	新孫田橋	D007	地藏島橋	E041	塩草跨道橋	F064	無名橋26	F135	寺前橋	F195	小田妻2号橋
A009	新共栄橋	D008	無名橋05	E042	瀬戸品野IC跨道橋	F069	南松原橋	F136	向橋	F196	すみれ1号橋
A011	屋戸橋	D009	掛戸橋	E043	祖母懐新橋	F070	上效範橋	F137	南山崎橋	F197	すみれ2号橋
A012	小坂橋	D010	一里塚橋	E044	新潮戸駅自由道路	F071	北效範橋	F138	無名橋54	F198	無名橋72
A013	南浦橋	D013	無名橋06	E045	内浦橋橋側歩道橋	F073	效範小橋	F140	山崎橋	F199	無名橋73
A014	台六橋	D014	東山橋	E046	荏坪橋橋側歩道橋	F074	南效範橋	F141	廻戸橋	F201	無名橋74
A016	追分橋	D015	南拓橋	F001	岩池橋	F079	無名橋27	F142	無名橋56	F202	西古瀬戸小橋
A018	高座橋	D016	鬼場橋	F002	上陣屋橋	F080	無名橋28	F143	無名橋57	F203	無名橋75
A019	南浦橋橋側歩道橋	D017	萩橋	F003	無名橋11	F081	無名橋29	F144	無名橋58	F204	無名橋77
A020	山畑大橋橋側歩道橋	D018	西白岩橋	F004	東陣屋橋	F083	無名橋30	F145	蟹川橋	F205	無名橋76
B001	日向橋	D019	飛鶴橋	F005	陣屋小橋	F084	無名橋31	F146	城前橋	F208	無名橋78
B002	涼風橋	D020	ひだら橋	F006	岩池小橋	F085	横山小橋	F147	新原山橋	F209	無名橋79
B003	河鹿橋	D021	白岩橋	F007	無名橋12	F086	無名橋32	F148	無名橋59	F210	無名橋80
B004	無名橋01	D023	無名橋07	F008	無名橋13	F087	無名橋33	F149	無名橋60	F212	ふれあい橋
B005	中橋	D024	御前川橋	F009	泉橋	F088	無名橋34	F150	無名橋61	F213	無名橋81
B006	宮川橋	D027	無名橋08	F011	東橋	F089	山干橋	F151	無名橋62	F214	無名橋82
B007	下陣屋橋	D028	南八床橋	F012	宮脇橋	F090	万竹橋	F152	無名橋63	F215	無名橋83
B009	天王小橋	D029	寺本橋	F013	蛭子橋	F091	無名橋35	F153	無名橋64	F216	無名橋84
B010	松原橋	D030	横山橋	F014	大黒橋	F092	中曾野橋	F154	無名橋65	F217	吉野橋
B012	北勘右エ門橋	D032	西窯橋	F015	南五位塚橋	F093	無名橋36	F155	赤重橋	F219	福元橋
B013	孫田北脇橋	D033	長瀬橋	F016	五位塚2号橋	F095	尾張戸橋	F156	平方橋	F220	福元橋橋側歩道橋
B014	孫田橋	D034	境橋	F017	五位塚3号橋	F096	小金橋	F157	幡野橋	F221	松山跨線橋
B015	無名橋02	D035	海上橋	F018	五位塚1号橋	F097	無名橋37	F158	井林橋	F222	無名橋85
B016	今林橋	D036	東海上橋	F019	無名橋14	F098	無名橋38	F159	瀬戸口橋	F223	無名橋86
B017	新八幡橋	D037	無名橋09	F020	西紺屋田橋	F100	唐沢橋	F160	今西橋		
B018	米泉橋	D038	無名橋10	F021	南紺屋田橋	F101	無名橋39	F162	小久保橋		
B019	無名橋03	E001	葉神橋	F022	北紺屋田橋	F102	無名橋40	F163	兵蔵橋		
B020	下八幡橋	E002	新京橋	F023	巴橋	F103	無名橋41	F164	五軒島橋		
B021	天王橋	E003	山脇橋	F024	印所橋	F104	蛭橋	F165	無名橋67		
B022	越中橋	E006	南橋	F025	古瀬戸小橋	F105	大牧橋	F166	南弁天橋		
B023	神明橋	E007	縮木小橋	F026	西古瀬戸橋	F106	大道橋	F168	北米泉橋		
B024	葉節橋	E008	水無瀬小橋	F027	無名橋15	F107	霊亀岩橋	F169	西今林橋		
B025	宮地橋	E009	城ヶ根橋	F028	まんじ橋	F110	無名橋44	F170	東今林橋		
B027	無名橋04	E010	神川橋	F029	無名橋16	F112	無名橋46	F171	八幡橋		
B028	陶栄橋	E011	内浦橋	F030	長谷口橋	F113	無名橋47	F172	池田橋		
B030	新川合橋	E013	荏坪橋	F031	中畑橋	F114	坂屋敷橋	F173	しおから橋		
B031	水無瀬橋	E016	西山橋	F034	旭橋	F115	稚児橋	F174	無名橋68		
B033	上水野線BOX1	E017	一之瀬橋	F035	戸越橋	F116	カミ田橋	F175	田中橋		
B034	無名橋87	E018	観音橋	F038	上ノ切1号橋	F117	西樓戸橋	F176	八幡中橋		
C001	花ノ木橋	E019	向橋	F039	東茨2号橋	F118	北樓戸橋	F177	無名橋69		
C002	御用橋	E020	落合橋	F040	祖母懐橋	F119	中島小橋	F178	若宮橋		
C003	水野大橋	E021	境井橋	F041	上ノ切橋	F120	中島橋	F179	南天満橋		
C006	見返橋	E022	新郷橋	F042	雨池橋	F121	無名橋48	F180	北八幡橋		
C007	東曾野橋	E023	美濃池橋	F044	春雨橋	F122	霊ヶ洞橋	F181	青洞橋		
C008	北脇橋	E024	森腰橋	F045	萩殿橋	F123	萱川橋	F182	宝ヶ丘橋		
C009	神明橋	E025	昭和橋	F049	川合橋	F124	開拓橋2	F183	無名橋70		
C010	縮木橋	E027	今林跨線橋	F050	西茨橋	F125	広之田橋	F185	無名橋71		
C011	腕橋	E028	大坪橋	F054	無名橋17	F126	南広之田橋	F186	南大坪橋		

(3) 公園の基本方針

基本 方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「公園施設長寿命化計画」に基づき、長寿命化を行います。</li> <li>● 将来の公園に求める機能及び配置について、「都市計画マスタープラン」等上位計画との整合を図りつつ、人口減少への対応を検討します。</li> <li>● 公園施設の長寿命化に係る国庫補助採択を受けている都市公園を対象に、補助事業のスケジュールと整合を取りながら更新を実施します。</li> </ul> <p>➤ ちびっこ広場、児童遊園については遊具の総点検を実施し、老朽度等の判定基準により、維持修繕実施の優先順位を定め、適切に修繕を行います。</p> <p>➤ 「ちびっこ広場」の日常的な維持管理は地元自治会等にて実施しつつ、将来的な利活用について検討します。</p>
----------	---

番号	都市公園名	番号	ちびっこ広場名	番号	品野町6丁目
1	さくら公園	45	八幡公園	45	品野町6丁目
2	磁祖公園	46	萩山北公園	46	エッグ広場
3	南公園	47	萩山南公園	47	北丘町Ⅰ
4	東公園	48	五位塚北公園	48	北丘町Ⅱ
5	市民公園	49	五位塚東公園	49	鳥原町
6	陶祖公園	50	五位塚西公園	50	窯町Ⅰ
7	深川公園	51	瀬戸川緑地	51	窯町Ⅱ
8	效範公園	52	宮川モール	52	窯町Ⅲ
9	わかば公園	53	北松山公園	53	窯町Ⅳ
10	川西公園	54	北松山南公園	54	窯町Ⅴ
11	田端公園	55	北松山東公園	55	窯町Ⅵ
12	平町公園	56	松山公園	56	窯町Ⅶ
13	根ノ鼻公園	57	さつき南公園	57	上品野町
14	南山公園	58	印所公園	58	赤重町
15	さつき東公園	59	菱野団地中央広場	59	新郷町
16	さつき西公園	60	白山公園	60	幡野町Ⅰ
17	すみれ東公園	61	釜ヶ洞公園	61	幡野町Ⅱ
18	すみれ西公園	62	みどり公園	62	幡野町Ⅲ
19	ひまわり公園	63	唐沢公園	63	今林町Ⅰ
20	はぎ公園	64	ふじ公園	64	西原町1丁目
21	ききょう公園	65	西陵公園	65	坊金町
22	あじさい公園	66	東松山公園	66	坊金町Ⅱ
23	こぶし公園	67	瀬戸万博記念公園	67	山の田町Ⅰ
24	やまぶき公園			68	福元町
25	みずの坂北公園			69	東米泉町
26	みずの坂南公園			70	大坂町
27	やまて坂北公園			71	宝ヶ丘町
28	やまて坂東公園			72	掛下町1丁目
29	やまて坂南公園			73	上之山町2丁目
30	やまて坂西公園			74	上之山町3丁目
31	後田公園			75	なし広場
32	天白公園			76	むくげ広場
33	向山公園			77	なつみかん広場
34	平芝公園			78	さるすべり広場
35	塩草1号公園			79	風の公園
36	塩草2号公園			80	光の公園
37	塩草3号公園			81	水の公園
38	塩草4号公園			82	ねむのき広場
39	塩草6号公園			83	くるみ広場
40	塩草7号公園			84	もくれん広場
41	みずの坂中央公園			85	すもも広場
42	ふれあいの森			86	131 コモフィールド みずの坂1広場
43	宮前公園			87	132 もみじ広場
44	ゆり公園			88	133 原山台1丁目
				89	134 原山台3丁目

番号	ちびっこ広場名
135	原山台 4 丁目
136	原山台 5 丁目
137	原山台 6 丁目
138	原山台 8 丁目 I
139	原山台 8 丁目 II
140	萩山台 1 丁目
141	萩山台 2 丁目 I
142	萩山台 2 丁目 II
143	萩山台 5 丁目
144	萩山台 6 丁目
145	萩山台 9 丁目
146	八幡台 1 丁目
147	八幡台 3 丁目 I
148	八幡台 3 丁目 II
149	八幡台 5 丁目 I
150	八幡台 5 丁目 II
151	八幡台 6 丁目
152	八幡台 7 丁目
153	八幡台 8 丁目 I
154	八幡台 8 丁目 II
155	米泉川
156	八幡台 9 丁目
157	原山町
158	小空町

番号	児童遊園名
1	陶本
2	深川
3	東古瀬戸
4	八王子
5	秋葉台
6	熊野
7	縮木
8	南
9	陶原
10	陶原中央
11	市場
12	神川
13	西山
14	小金
15	市民公園
16	水北
17	内田
18	品野
19	中品野
20	下半田川
21	山の神
22	幡山東
23	南山口
24	原山
25	幡山西

※基本方針の「●」は中長期的な視点を、「➤」は短期的な視点を示しています。

※耐震性の「○」は新耐震基準での耐震性が確保されている施設、「▲」は一部または全ての棟に耐震性が確保施設、空白は未調査です。

## 第5章 参考資料編

### 5-1 用語解説

No.	用語	初出	解説
1	一部事務組合	4 頁	複数の地方公共団体が、行政事務の一部を共同で行うことを目的として設置する組織で、特別地方公共団体の1つです。本市では、公立陶生病院組合（瀬戸市・尾張旭市・長久手市）、尾張東部衛生組合（瀬戸市・尾張旭市・長久手市）、瀬戸旭看護専門学校組合（瀬戸市・尾張旭市）があります。
2	インフラ資産	13 頁	道路、橋りょう、上下水道などの社会基盤を指します。
3	街区公園	16 頁	主として街区に居住する市民の利用を目的とする公園で誘致距離 250m の範囲内で1箇所あたり面積 0.25ha を標準として配置しています。
4	近隣公園	16 頁	主として近隣に居住する市民の利用を目的とする公園で、誘致距離 500m の範囲内で1箇所あたり面積 2 ha を標準として配置しています。
5	地区公園	16 頁	主として徒歩圏内に居住する市民の利用を目的とする公園で誘致距離 1 km の範囲内で1箇所あたり面積 4 ha を標準として配置しています。
6	総合公園	16 頁	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用を目的とする公園で都市規模に応じ1箇所あたり面積 10～50ha を標準として配置しています。
7	運動公園	16 頁	都市住民全般の主として運動の利用を目的とする公園で都市規模に応じ1箇所あたり面積 15～75ha を標準として配置しています。
8	特殊公園	16 頁	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園など特殊な公園で、その目的に則して配置しています。
9	都市緑地	16 頁	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地で、1箇所あたり面積 0.1ha 以上を標準として配置しています。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を 0.05ha 以上としています。

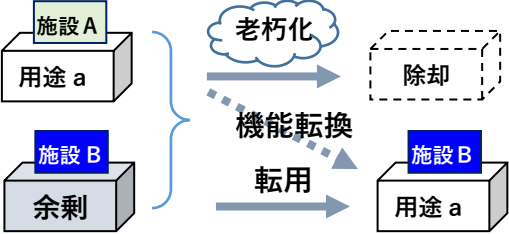
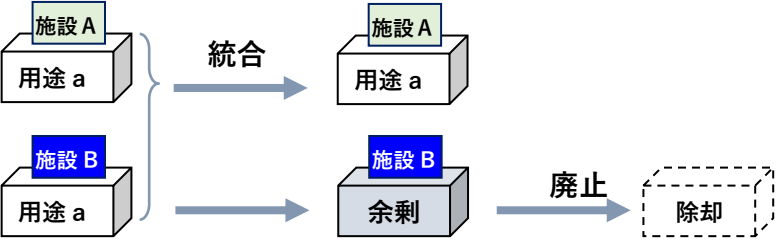
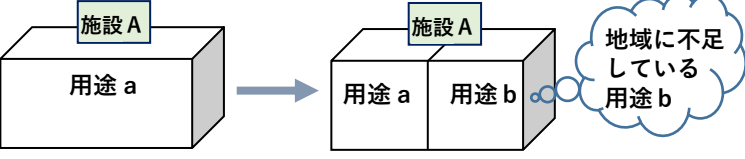
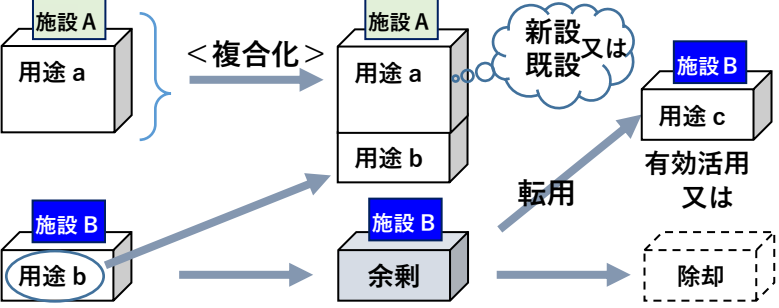


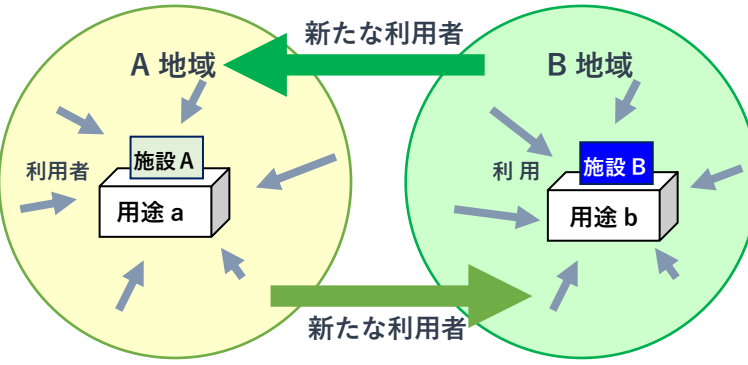
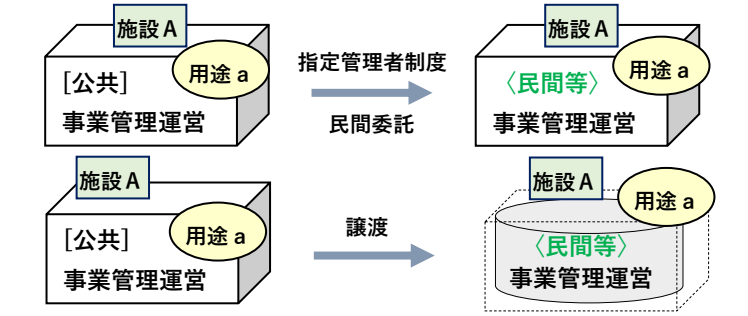
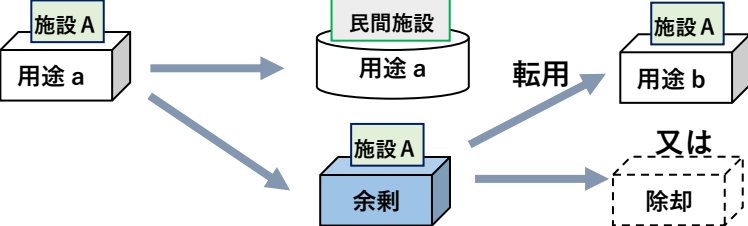
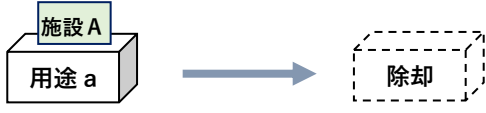
No.	用語	初出	解説
10	市債	21 頁	自治体運営に際して、一時的な歳出や経費負担の平準化を目的とした借金のことをいいます。
11	建設事業債	21 頁	地方公共団体が年度間の負担の公平性の確保などから、建設事業の財源とするための長期借入金です。
12	臨時財政 対策債	21 頁	地方交付税の交付原資の不足に伴い、地方交付税に代わる地方一般財源として発行可能となった、特例的な長期借入金で、投資的経費以外の経費にも充当が可能な市債です。
13	義務的経費	22 頁	支出が義務付けられている経費のことで、人件費、扶助費及び公債費の合計をいいます。歳出予算に占める義務的経費の割合が小さいほど財政の弾力性があり、割合が高くなると財政の硬直度は高まるといわれています。
14	扶助費	22 頁	社会保障制度の一環として、生活困窮の方、要援護高齢者、障害のある方などの支援や保育所での保育活動などに支出される経費です。
15	投資的経費	22 頁	道路の整備や学校の建設など、支出の効果が資本形成に向けられ、将来に残るものに支出される経費です。
16	公債費	24 頁	市債（借金）の償還（返済）に係る経費です。
17	実質公債費 比率	24 頁	借入金（市債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、地方公共団体の資金繰りの程度を示すものです。
18	長寿命化	32 頁	老朽化した建物について、物理的+な不具合を直し建物の耐久性を高めることに加え、建物の機能や性能を現在の建物が求められている水準まで引き上げる改修を行うことで、それにより建物を将来にわたり長く使い続けることができます。
19	財政規律	34 頁	国や地方自治体において、歳入と歳出のバランスが保たれた財政が秩序正しく運営されることを目的とした規範や数値目標などのことをいいます。
20	標準財政規模	34 頁	地方公共団体の一般財源の標準規模を示すもので、①標準税収額（一定の算式により求める収入見込額）②普通交付税③臨時財政対策債（地方交付税の交付原資の不足に伴い、地方交付税に代わる地方一般財源として発行可能となった特例的な長期借入金で、投資的経費以外の経費にも充当が可能な市債）発行可能額の合計額のことです。
21	財政調整基金	34 頁	災害復旧、経済事情の変動などの理由による年度間の財源の不均衡を調整するための基金のことです。

No.	用語	初出	解説
22	公共施設等整備基金	34 頁	公共施設等総合管理計画の対象となる公共建築物の整備に係る事業を円滑に行うための基金をいいます。
23	早期健全化基準	37 頁	地方公共団体の財政の健全性に関する基準の一つです。
24	非構造部材	40 頁	柱、梁（はり）、床などの構造体ではなく、天井材や外壁（外装材）など、構造体と区分された部材をいいます。
25	一般財源	41 頁	用途が特定されず、どの経費にも自由に充当できる収入で、地方税、地方交付税等のことをいいます。
26	特定財源	41 頁	用途が特定されている収入で、国・県支出金、地方債、分担金・負担金、使用料・手数料、寄附金等のことをいいます。
27	フルコストマネジメント	41 頁	事業に必要な直接経費に加えて、その事業の実施に関わる人件費や、その間接的な経費（移動費や通信費等）の全てのコストを評価の対象としたマネジメントの管理手法です。
28	長期修繕計画	45 頁	当該施設の安全を確保し、現在の機能を維持する観点から、必要な項目・経費を対策年度ごとに詳細に記載したものの。
29	ダウンサイジング	60 頁	小型化、軽量化、小規模化など規模を小さくすることをいいます。
30	路面性状調査	62 頁	舗装のひび割れ・わだち掘れ・平坦性及びパッチング箇所数を調査し、そのデータを基に道路の現状を把握する調査をいいます。

## 5-2 公共建築物の適正規模・適正配置の手段

公共建築物の適正規模・適正配置を実施するための手段についての例を、下記①～⑨に示します。

手段	取組イメージ
<p>(1) 他用途への転換 (機能転換)</p> <p>従来の施設の機能を変更し、他の施設として使用することや施設の機能を入れ替えるなど、施設と機能を最適化する。</p>	
<p>(2) 統廃合</p> <p>余剰の公共施設を廃止または統合することにより、最適化する。</p>	
<p>(3) 多機能化</p> <p>一つの施設を時間帯や場合により、異なる用途として利用し（多機能化）、有効活用する。</p>	
<p>(4) 集約化</p> <p>一つの施設内に複数の機能を保有し、運用や維持管理などの効率化を図る。</p>	

手段	取組イメージ
<p>(5) 広域化</p> <p>複数の地域で公共施設の機能を補完する等、現状の施設の利用対象地域より、広域に利用対象地域を拡大する。</p>	
<p>(6) 運営手法の見直し</p> <p>事業の実施主体や管理運営主体を民間などへ委ねる（指定管理者制度、民間委託、地域への譲渡）。</p>	
<p>(7) 民間施設の活用</p> <p>周辺の民間施設を活用する。</p>	
<p>(8) 用途廃止</p> <p>使用を停止し、他の用途として利用を見込めない場合は除却する。</p>	
<p>(9) 譲渡</p> <p>用途を限定せず、地域や民間に譲渡する。</p>	